

佐賀市国土強靱化地域計画



令和2年5月

佐賀市

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| I 基本事項 | 1 |
| 1 策定の趣旨 | 1 |
| 2 策定の根拠 | 1 |
| 3 基本目標 | 1 |
| 4 国土強靱化基本計画及び佐賀県国土強靱化地域計画との調和 | 2 |
| 5 計画期間 | 2 |
| II 想定するリスク | 3 |
| 1 本市の特性 | 3 |
| (1) 位置・面積等 | 3 |
| (2) 地勢（地質） | 3 |
| (3) 山間地 | 3 |
| (4) 河川 | 3 |
| (5) 低平地 | 3 |
| (6) 海岸 | 4 |
| (7) 活断層 | 4 |
| (8) 気候 | 4 |
| 2 過去の災害被害 | 5 |
| (1) 大雨 | 6 |
| (2) 台風 | 8 |
| (3) 高潮 | 10 |
| (4) 土砂災害 | 10 |
| (5) 竜巻 | 11 |
| (6) 地震 | 12 |
| (7) 津波 | 13 |
| 3 計画において想定するリスク | 14 |
| (1) 豪雨・大雨（洪水） | 14 |
| (2) 台風 | 14 |
| (3) 高潮 | 14 |
| (4) 土砂災害 | 14 |
| (5) 竜巻 | 14 |
| (6) 地震 | 14 |
| (7) 津波 | 15 |
| III 脆弱性評価 | 16 |
| 1 脆弱性評価について | 16 |

| | |
|---|------------|
| 2 事前に備えるべき目標 | 1 7 |
| 3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | 1 7 |
| 4 施策分野 | 1 9 |
| 5 評価結果 | 1 9 |
| IV 施策分野ごとの推進方針 | 2 0 |
| 1 行政機能・情報手段・組織 | 2 1 |
| 2 生活・環境・文教 | 2 2 |
| 3 保健医療・福祉 | 2 3 |
| 4 経済・産業 | 2 4 |
| 5 建設・交通 | 2 5 |
| V 計画の推進と不断の見直し | 3 0 |
| 【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果 | 3 1 |
| 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる..... | 3 1 |
| 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる..... | 3 6 |
| 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する | 3 8 |
| 4 大規模自然災害発生後であっても、市民生活や経済活動（サプライチェーンを含む）を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない | 3 9 |
| 5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | 4 3 |
| 【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果 | 4 5 |
| 【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針 | 5 1 |
| 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる..... | 5 1 |
| 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる..... | 5 6 |
| 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する | 6 0 |
| 4 大規模自然災害発生後であっても、市民生活や経済活動（サプライチェーンを含む）を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない | 6 1 |
| 5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | 6 5 |
| 【別紙4】重要業績指標 | 6 8 |

I 基本事項

I 基本事項

1 策定の趣旨

本計画は、近年みられる台風の大型化や集中豪雨の多発化、地震等による災害発生リスクの高まりから、本市においても大規模自然災害等に平時から備え、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会を構築するため、本市における国土強靱化に関する施策の総合的、計画的な推進を図るために策定する。

2 策定の根拠

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定する。

《参考》基本法より

（国土強靱化地域計画）

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

3 基本目標

国土強靱化を推進する上で、国の国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）が掲げる基本目標は普遍的なものと考えられることから、本計画においても基本計画の基本目標を準用し、次の4つの基本目標を設定する。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

4 国土強靱化基本計画及び佐賀県国土強靱化地域計画との調和

本計画は、基本法第14条の規定を受け、国の基本計画との調和が保たれたものとなるように策定する。

さらに、国が示した国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第5版）基本編では、「基本法第6条の趣旨も踏まえ、都道府県と市町村が十分に対話・相談を重ね、各々の役割分担を踏まえ十分な連携を図り、関係する地域計画相互の調和が確保されることが望まれます。」とされていることから、国・県と相互に連携・調和を図りながら策定する。

《参考》基本法より

（関係者相互の連携及び協力）

第6条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第2条の基本理念（＝国土強靱化の基本理念）の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）

第14条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 計画期間

本計画は、国土強靱化に関する施策の指針として、市政の基本方針である「第2次佐賀市総合計画」と整合を取る必要があることから、本計画期間は、「第2次佐賀市総合計画」の計画最終年度の次年度までとする。ただし、令和8年度以降も当該地域計画の内容を引き継ぎ、取り組みを推進していく。

今後、新たな佐賀市総合計画が策定された際は、それに合わせて、当該地域計画の内容と期間を変更することとする。

II 想定するリスク

1 本市の特性

国土強靱化の取組を進めるに当たっては、本市が有する地勢・地質、気象等の特性を踏まえておく必要があることから、以下のとおり整理する。

(1) 位置・面積等

平成 17 年 10 月 1 日に佐賀市、諸富町、大和町、富士町及び三瀬村が合併し、「佐賀市」が誕生した。さらに平成 19 年 10 月 1 日に川副町、東与賀町及び久保田町を編入した。

新しい佐賀市の人口は 236,372 人（平成 27 年国勢調査、平成 28 年 10 月 26 日総務省統計局公表値）、行政面積は 431.84 平方キロメートルとなっている。

(2) 地勢（地質）

本市は、北部の脊振天山山系は中世代の花崗岩類から成り、中央は、第三紀層に覆われ、南部の佐賀平野は、筑後川、嘉瀬川等が有明海へ注ぐ低平な沖積平野である。

(3) 山間地

本市の北部は、標高 1,000m 以上の脊振山、天山をはじめとする山系を源流とする嘉瀬川が南下する中で、富士、三瀬の集落が形成され、佐賀平野へと流下している。この中山間地においては、土砂災害が発生しやすい地形を形成している。

(4) 河川

平野部の河川は、低平地を流れ有明海の干満差の影響を受ける感潮河川（筑後川、嘉瀬川等）で、そのうちの多くが流路延長が短く、地形地質的にも条件が悪いため、降水量の多い時期には洪水等が発生しやすい。

(5) 低平地

有明海沿岸の佐賀平野は、干潟の発達に伴う自然陸化や干拓等によって造陸化された低平地であり、自然排水が困難な地域である。

有明海の潮汐の影響を受けるとともに、有明粘土層の軟弱な地盤と地下水の汲み上げにより広域的な地盤沈下が進行しているため、慢性的な浸水

被害が生じている。

(6) 海岸

本市の南部に干満の差が著しい（6 m）有明海がある。

有明海沿岸は、台風の常襲地で、これまで高潮及び波浪による浸食や浸水、塩害が発生している。

(7) 活断層

県内には、国の地震調査研究推進本部において「主要活断層帯」として同本部が公表している九州地域の活断層の長期評価では、有明海北岸地域の平野とその北側の山地との境界に沿って分布する佐賀平野北縁断層帯、及び福岡県境近くの日向峠－小笠木峠断層帯について、活動した場合の地震の規模がそれぞれマグニチュード7.5程度及びマグニチュード7.2程度と、大規模な地震が発生する可能性を指摘されている。

また、これら2つの活断層帯のほかにも、唐津市池原付近から北西の海域に延びる城山南断層、伊万里市西部を北西－南東に延びる楠久断層、鹿島市の南を北西－南東に延びる西葉断層など、活動すれば大きな被害が生じる可能性のある断層（帯）は、県内各地に存在している。

なお、地震による被害については、県内に存在する活断層（帯）だけではなく、福岡県や長崎県など周辺地域の活断層（帯）で発生する地震でも大きな影響が及ぶ可能性があることに留意しておく必要がある。

(8) 気候

本市は、北部の脊振天山山系に面した地方と、南部の有明海に面した地方とで、地域的に異なった気象の変化が見られ、特に冬期、北部は日本海側の、また南部は太平洋側の気象特性が現れやすい。

最近10年間（2009～2018年）で見ると、佐賀市の平均気温は、年平均で17.0℃、月別では8月が最も高く28.6℃、1月が最も低く5.4℃、年平均湿度は70.0%で、比較的しのぎやすい温暖な気候といえる。しかし、過去の記録では、年によって、夏の異常高温、冬の異常低温、多雨・少雨など厳しい気象が現れることもある。

最近10年間の平均降水量は、2,009.5ミリで、近年は多雨と小雨の振幅が大きく、降水量の変動が激しい。月別の平均降水量は6月と7月が300ミリ以上で年間では最も多く、12月～2月は少なく100ミリ以下となっている。

II 想定するリスク

山間部の富士、三瀬支所管内にあっては、370m以上の高地にあるため、平野部に比べると気温は低く、夏場は冷涼な気候である。冬場は積雪も多く、年間数回の道路除雪作業が必要になるほどであるが、あまり長期にわたることはない。

2 過去の災害被害

気象災害の種類は数多くあるが、本市に起こる災害では、大雨による低地の浸水や河川等の氾濫などの水害及び土砂災害が最も多く、続いて有明海沿岸に起こる高潮の被害があり、その他台風による暴風雨害、干害、雷害、雪害、竜巻などがある。

これらの災害はその種類ごとに発生しやすい時期があり、大雨や干ばつのように春から夏に起こりやすいもの、暴風雨、高潮のように夏から秋にかけて多く発生するもの、大雪のように冬期に限られているものなど種々様々である。

気象災害が起こるには、災害を起こすような気象現象が現れるのと同時に、これに相応して災害を受けやすい環境の存在が条件となり、災害の起こりかたも時代の推移にしたがって次第に変化している。

近年、台風災害については、情報が早目に入手でき、避難警戒対応は早まっているが、台風が来襲すれば損害額の大小はあっても、災害が発生することには変わりはない。市の中山間部では、大雨による地滑り、土砂災害などが発生しやすく、また、市平野部では中小河川等の流量が増加して、浸水による水害が発生する傾向にある。

本市の地域的な特徴から、洪水や浸水などの水害は、排水不良に起因している平野部に多い。戦後最大の水害を蒙った昭和28年6月の大雨の際には、海拔高度の低い本市平野部付近は一面に被災しており、被害の大きかったのは佐賀平野の西部であり、特に川沿いの地域で大災害に見舞われた。

このほか本市の北部のように河川がいくつも合流するような地点、山地から平地にかけて川床の傾斜が急変するところ及び川幅が狭くなっているところや屈曲が多い場所などはいずれも水害や土砂災害を受けやすいものである。

大雨の原因となっているのは主に台風と梅雨前線であるが、この台風の

通過、梅雨前線の活動等により本市にもたらされた災害を過去の教訓として生かし、今後起こり得る災害に対して常時注意を怠らないことが肝要である。

このため、国土強靱化の取組を進めるに当たっては、過去に実際に起きた災害を基に、その態様や規模等を踏まえ、今後起きうる災害を想定しておくことも重要であることから、被害発生に至るまでの経過も含めて、以下のとおり整理する。

(1) 大雨

本市は、これまで大雨、暴風雨、高潮、地すべり等による風水害の被害を数多く受けてきたが、佐賀市（佐賀県）内で発生する風水害のうち半分は、大雨によるものである。

大雨の原因を分類すると、前線、低気圧、台風の順である。

日降水量 100 ミリメートル以上の大雨は、6月から7月の梅雨期に最も多く、この2ヵ月で年間の約 63 パーセントと最も多い。また、8月から9月は台風や秋雨前線等で年間の約 20 パーセントを占めている。

日降水量 200 ミリメートル以上の大雨や1時間降水量 50 ミリメートル以上の非常に激しい雨は、梅雨期の6月下旬から7月中旬にかけて多い。

【佐賀市（佐賀県）に被害をもたらした主な大雨】

| 災 害 | 概 要 |
|--------------------------|---|
| 昭和 28 年 6 月 25 日～28 日の大雨 | 九州南岸にあった前線が佐賀県に北上し、前線上に波動が発生した。 6月25日朝方から降り始めた雨は、県中部の東多久では夜半にかけて1時間40ミリメートルを超える激しい雨となった。積算雨量が200ミリメートルに達した夜半頃から主要河川が次々決壊し、各地で地すべりや土石流が発生、26日午前8時には1時間降水量が100ミリメートルを超える猛烈な豪雨となり被害が増大した。 被害地域は県下全域に広がり、筑後川流域の平野部では10日以上冠水が続いた地域があった。家屋や田畑の流失、埋没、橋の流失など年間県民所得の6割に相当する巨額の被害となり、死者・行方不明者も62名にのぼった。 |
| 昭和 37 年 7 月 7 日～8 日の大雨 | 済州島南に低気圧が、また五島付近の前線上に波動があり九州南部にのびていた前線は、低気圧の東進に伴って佐賀県まで北上した。 県南部の太良町大浦では7月8日午前1時から8時までの7時間に600ミリメートルを超える集中豪雨に見舞われ、特に午前4時から7時までは、1時間100ミリメートルを超える猛烈な雨が続き、3時間降水量は339ミリメートルに達した。 |

II 想定するリスク

| 災 害 | 概 要 |
|-----------------------------------|---|
| | <p>雨は多良山地を含む地域に集中し、この地域での山地崩壊は 341 か所、住家の流失、埋没、全半壊は 353 戸にのぼった。太良町大浦地区では土石流により地区の半分が土砂に埋まり、大浦地区を中心に死者・行方不明者は 62 名という大きな被害が出た。</p> |
| <p>昭和 38 年 6 月 30 日の大雨</p> | <p>対馬海峡にあった前線が、福岡県から佐賀県に南下した。県北部の三瀬地区岸高の記録によると、6 月 30 日午前 2 時から雨が強くなり、午前 6 時と 9 時には 1 時間降水量が 100 ミリメートルを超え、3 時間降水量も午前 3 時～6 時に 202 ミリメートル、さらに午前 6 時～9 時に 156 ミリメートルを記録した。総降雨量は北部山沿い地方を中心に 500 ミリメートル以上に達した。</p> <p>山、がけ崩れはこの地域を中心に 926 か所、家屋の流失埋没による全半壊は 181 戸にのぼり、死者についても 15 名という大きな被害が出た。</p> |
| <p>昭和 55 年 8 月 28 日～31 日の大雨</p> | <p>8 月 28 日から 30 日にかけて九州北部から中部に前線が停滞し、台風第 12 号の間接的な影響もあって大気の状態が非常に不安定であった。</p> <p>28 日夜から前線の活動が活発になり、佐賀県では各所で 1 時間に 50 ミリメートル前後の激しい雨・非常に激しい雨が観測され、総降水量は、県下全域で 400 ミリメートルから 500 ミリメートル、所により 568 ミリメートルに達した。</p> <p>この雨で牛津川の堤防が決壊して、牛津町のほぼ全町が浸水により孤立するという事態が生じた。その他にも、山崩れ、ため池決壊、ボタ山崩壊など県内各所で大きな被害が発生し、死者 4 名、住家の被害は、床上浸水 3,006 戸、床下浸水 16,965 戸に及んだ。</p> |
| <p>平成 2 年 6 月 28 日～7 月 3 日の大雨</p> | <p>梅雨前線が 6 月 28 日に九州北部に南下し、7 月 3 日まで九州付近に停滞した。</p> <p>県内では 2 日の午前 3 時頃から記録的な大雨になり、県下全域の中小河川の水位は徐々に上昇し、いたる所で越水し破堤した。</p> <p>河川の越水等が重なった結果、牛津町（現在の小城市牛津町）では町全体の 8 割が浸水し、県全体でも越水と内水で県の平地部面積の半分が浸水した。その他にも、県南部及び中央部を中心として山地に起因する災害（林地の崩壊、土石流）が多発し、死者 2 名、住家の被害は、床上浸水 4,635 戸、床下浸水 21,113 戸に及んだ。</p> |

| 災 害 | 概 要 |
|--|---|
| <p>令和元年 8 月 27 日～30 日の大雨（令和元年佐賀豪雨）</p> | <p>8 月 26 日朝には九州南部付近にあった前線が、27 日には対馬海峡付近まで北上し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、九州北部地方では大気の状態が非常に不安定となり、佐賀県では記録的な大雨となり、27 日に唐津市厳木町付近で、28 日に多久市及び南部（神崎市、吉野ヶ里町、佐賀市、小城市、武雄市、大町町、江北町、白石町付近）で、記録的短時間大雨情報が発表された。</p> <p>また、県内全てに大雨特別警報が発表された。</p> <p>この一連の大雨で 1 時間降水量では佐賀（佐賀市）の 110.0 ミリを含む 2 地点、3 時間降水量では白石（杵島郡白石町）の 245.0 ミリを含む 2 地点、6 時間降水量では白石の 279.0 ミリを含む 2 地点、12 時間降水量では佐賀の 294.5 ミリ、24 時間降水量では佐賀の 390.0 ミリを含む 2 地点、48 時間降水量では佐賀の 430.5 ミリを含む 2 地点、72 時間降水量では佐賀で 461.0 ミリとなり観測史上 1 位の値となった。</p> <p>この大雨により、六角川流域内において堤防からの越水や支流の氾濫が発生するなど、県内各地で土砂災害や浸水害が発生した。</p> <p>加えて、大町町では、浸水した鉄工所から工業用の油が流出し、周辺の住家や農地に影響を与えた。また、ぼた山の一部斜面が崩壊したことに伴い、周辺住民を避難させることとなった。</p> <p>この災害による被害は、死者 3 名、重傷者 3 名、住家被害は全壊 87 棟、半壊 860 棟、一部破損（浸水以外）24 棟、床上浸水 773 棟、床下浸水 4,310 棟（令和 2 年 3 月 1 日時点県把握分）に及び、その他にも土木被害、農林水産被害、商工被害等甚大な被害が発生した。</p> <p>佐賀市における被害は、重傷者 1 名、住宅被害は全壊 3 棟、半壊 2 棟、一部損壊 4 棟、床上浸水 407 棟、床下浸水 2,492 棟に及び道路、河川、農地等については、市道 22 箇所、河川 16 箇所、農地 141 箇所、農道 46 箇所、農業水路 138 箇所、ため池 1 箇所の大きな被害が発生した。</p> |

(2) 台風

本市は、台風が来襲する頻度が高く、台風の接近で、大雨や暴風、高波、高潮などの顕著な気象現象が発生し、これまで度々大きな気象災害が発生している。

【佐賀市（佐賀県）に被害をもたらした主な台風】

| 災 害 | 概 要 |
|-------------------------------|---|
| <p>昭和 20 年 9 月 17 日（枕崎台風）</p> | <p>9 月 17 日に枕崎市付近に上陸した台風第 16 号は、時速 50 から 60 キロメートルの速度で九州を横断し、広島付近を経て日本海に抜け、能登半島、東北地方を横断して太平洋に出た。</p> <p>佐賀地方は、17 日午前 5 時より次第に風速を増し、午後 9 時頃に最大風速が秒速 18.8 メートルを観測した。総降水</p> |

II 想定するリスク

| 災 害 | 概 要 |
|---|---|
| | <p>量は、三瀬地方で 16 日から 17 日の降水量が 680 ミリメートルを超えるなど脊振山地を中心に大雨が降り、佐賀、神埼、三養基、小城地方では河川が氾濫して堤防が随所決壊した。</p> <p>死者・行方不明者は 101 名、倒壊住家は 304 棟という甚大な災害となり、農水産物や玄海及び有明海方面では風害のため、水産、船舶にも甚大な被害が出た。</p> |
| <p>昭和 24 年 8 月 16 日～18 日(ジュディス台風)</p> | <p>九州南端に上陸して北西進し、対馬近海から東寄りに向きを変え進んだ。この台風は平戸島を過ぎる頃から速度が遅くなり、8 月 15 日から 18 日の総降水量は古湯地域で 760 ミリメートルを超えた。</p> <p>死者・行方不明者は佐賀郡（現在の佐賀市）、小城郡（現在の小城市）を中心に 95 名、住家被害は全壊 234 棟、流失 128 棟、半壊 610 棟という甚大な災害となった。</p> |
| <p>平成 3 年 9 月 13 日～14 日(台風第 17 号)</p> | <p>沖ノ鳥島付近で台風となり、沖縄本島を通り、奄美大島の西海上を通過して 9 月 14 日午前 5 時頃、長崎市付近に上陸した。</p> <p>佐賀県では 14 日午前 5 時頃から風雨が強まり、佐賀市では同日 6 時 9 分に南東の風、秒速 54.3 メートルの最大瞬間風速（観測史上 1 位）を観測した。</p> <p>この台風の影響により、佐賀市と七山村（現在の唐津市七山）で家屋の倒壊により各 1 名が死亡、住家被害は全壊 9 戸、半壊 102 戸、一部損壊 110 戸、その他にも土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。</p> |
| <p>平成 3 年 9 月 27 日(台風第 19 号)</p> | <p>マーシャル諸島の西で台風となり、宮古島の東海上を通り、9 月 26 日午後 4 時過ぎに佐世保市の南に上陸した。</p> <p>佐賀県では 27 日正午頃から暴風雨域に入り、佐賀市では同日午後 4 時 46 分に南南東の風、秒速 52.6 メートルの最大瞬間風速（観測史上 2 位）を観測した。</p> <p>台風第 17 号の約 2 週間後に上陸し、この台風の影響により、全壊 23 戸、半壊 673 戸、一部損壊 34,208 戸の住家被害が発生し、その他にも人的被害・土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。</p> |
| <p>平成 18 年 9 月 16 日～18 日の台風(台風第 13 号)及び秋雨前線豪雨</p> | <p>フィリピンの東海上で発生し、太平洋高気圧の南の縁に沿って発達しながら西に進み、その後東シナ海を北上した。</p> <p>佐賀県では 17 日午後 2 時頃から午後 5 時頃にかけてほぼ全域が暴風域に入り、佐賀市では同日午後 6 時 50 分に南南東の風、秒速 50.3 メートルの最大瞬間風速（観測史上 3 位）を観測した。</p> <p>記録的な暴風により県内各地で停電が発生し、17 日午後 8 時には 124,100 世帯に達した。一部の地域では停電期間が 3 日間にわたり、各種情報収集の手段が断たれたことや高層アパートなどで断水が発生するなど、県民生活に大きな影響があった。</p> <p>また、同時期、対馬付近に停滞していた秋雨前線に台風からの湿った暖かい空気が流れ込み前線の活動が活発となった。</p> <p>このため、佐賀県北部では 16 日明け方から昼前にかけて</p> |

| 災 害 | 概 要 |
|-----|--|
| | <p>局地的に 50 ミリメートルを超える非常に激しい雨となり、伊万里市では 1 時間に 99 ミリメートル、唐津市枝去木では 1 時間に 89 ミリメートルという猛烈な雨を観測し、それぞれ日最大 1 時間降水量の極値を更新した。また、伊万里市や唐津市では土砂崩れや地すべりなどの土砂災害が発生し、3 名が犠牲となった。</p> <p>さらに、この災害の影響により、有明海沿岸地域一帯を中心に広範囲にわたって水稲や大豆をはじめ農産物に甚大な被害が発生し、水稲については過去最悪の作況指数となった。</p> |

(3) 高潮

有明海は、遠浅でV字型の地形で、潮の干満差が著しく大きいことから、全国的にみても、特に高潮が起りやすい条件にあり、過去にも、数多く高潮被害を受けている。

【有明海沿岸の主な高潮災害】

| 災 害 | 概 要 |
|----------------------------|--|
| 昭和 31 年 8 月 17 日 (台風第 9 号) | <p>最強風時と有明海沿岸の満潮時が重なって約 1.4 メートルの気象潮が加わったことにより、大福、久保田、西川副などの各干拓堤防が各所で決壊し、海水が浸入した。この災害により、田畑が壊滅し農作物に甚大な被害をもたらすとともに、大福搦などでは入植者住宅が軒近くまで水没するなど、40 年ぶりという大災害を引き起こした。</p> |
| 昭和 60 年 8 月 31 日 (台風 13 号) | <p>台風の通過が有明海の満潮と重なり、大浦 (太良町) で TP (東京湾平均海面) 上 3.21 メートル、湾奥の住ノ江では 4.81 メートルに達する高潮を観測した。</p> <p>有明海に注ぐ本庄江、新川など 15 河川で大波に洗われて堤防の法面が崩壊し、久保田町 (現在の佐賀市久保田町) では防潮堤防の上部が 20 メートルにわたって半壊して海水が流入した。また、芦刈町 (現在の小城市芦刈町) では六角川河口と福所江川に避難係留中の漁船 150 隻が高波を受け堤防や道路などに打ち上げられた。床上浸水は川副町 (現在の佐賀市川副町) の 94 戸をはじめ 279 戸、床下浸水を含めると 1,000 戸以上が被害を受けた。</p> |

(4) 土砂災害

本市は、県内の他市町同様、半分以上が地形的、地質的に不安定な山地丘陵に占められていることから、過去に地すべり、急傾斜地の崩壊等が発生している。

II 想定するリスク

【佐賀市（佐賀県）に被害をもたらした土砂災害】

| 災 害 | 概 要 |
|---|--|
| 平成 18 年 9 月 16 日～18 日の台風（台風第 13 号）及び秋雨前線豪雨に伴う土砂災害 | <p>《伊万里市南波多町府招の地すべり》</p> <p>9 月 16 日午前 10 時 30 分頃、伊万里市南波多町府招の国道 202 号脇の山で、幅約 100 メートル、奥行き約 170 メートルにわたる地すべりが発生した。崩落した土砂により道路の一部が埋没し、家屋 2 戸が全壊、1 戸が半壊するなどの被害が生じた。</p> |
| | <p>《唐津市相知町田頭の土砂崩れ》</p> <p>9 月 16 日午前 10 時 45 分頃、山に沿って並んだ集落の背後の斜面が幅約 300 メートル、高さ約 50 メートルにわたって崩れ、民家 1 棟が全壊、4 棟が半壊、3 人が軽傷を負った。また、住宅を結ぶ坂道が土砂で埋没し、住宅数戸が孤立状態になった。</p> |
| 平成 22 年 7 月 14 日発生 of 吉野ヶ里町永山地区土石流災害 | <p>7 月 12 日からの活発な梅雨前線の発達により吉野ヶ里町一帯に降り続いた雨は、12 日午後 3 時から 14 日正午までの連続雨量 475 ミリメートル、13 日正午から 14 日正午までの最大 24 時間雨量 289 ミリメートル、14 日午前 7 時から午前 8 時までの最大時間雨量 53 ミリメートルを記録した。</p> <p>14 日午前 9 時 20 分頃、吉野ヶ里町永山地区内の溪流で土石流が発生し、人家損壊 4 戸、非住家全壊 7 戸、橋梁被災 2 橋、消防施設損壊 1 施設等の被害が生じ、県道中原・三瀬線及び町道永山・坂本峠線が寸断された。</p> |
| 令和元年 8 月 28 日発生 of 佐賀市金立町大門地区の土砂災害 | <p>8 月 26 日朝には九州南部付近にあった前線が、27 日には対馬海峡付近まで北上し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、九州北部地方では、大気の状態が非常に不安定となった。佐賀市では、27 日昼過ぎから夜のはじめ頃にかけて、さらに 28 日未明から朝にかけて局地的に猛烈な雨や非常に激しい雨を記録し、特に、28 日の明け方にかけて 1 時間に約 110 ミリの猛烈な雨が解析され、記録的短時間大雨情報が発表された。</p> <p>この豪雨により、金立川の最上流部で 2 箇所土砂崩れが発生し、金立川に流れ込み、下流域まで達したことにより、金立町大門地区内の住家、道路、農地等に被害が生じ、住家においては、全壊が 3 棟 4 世帯、床上浸水が 3 棟 3 世帯、床下浸水が 3 棟 3 世帯、一部損壊が 1 棟 1 世帯の被害を受けた。</p> |

(5) 竜巻

竜巻は、積乱雲に伴って発生する強い上昇気流を持った激しい渦巻きであり、台風や寒冷前線、低気圧など積乱雲が発生しやすい気象条件に伴って発生しやすく、本市（県）においても、負傷者や家屋損壊などの被害が、度々発生している。

【佐賀市（佐賀県）で発生した主な竜巻災害】

| 災 害 | 概 要 |
|-----------------------|---|
| 平成 16 年 6 月 27 日の竜巻災害 | 6 月 27 日朝は、佐賀市と鳥栖市において発達した積乱雲の下で竜巻が発生した。(竜巻の強さ 佐賀市:F 2、鳥栖市:F 1) 被害の範囲は、佐賀市で約 8 キロメートル、鳥栖市で約 1.3 キロメートルに及び、突風によって、軽症者 15 名、全壊家屋 15 棟、半壊家屋 25 棟、一部損壊家屋 377 棟という被害が出たほか、ビニールハウスの倒壊や店舗の損壊など農業等の産業にも大きな被害が発生した。 |
| 平成 28 年 9 月 28 日の竜巻災害 | 平成 28 年 9 月 28 日 10 時頃、佐賀県佐賀市から神埼市にかけて竜巻が発生し、住家の屋根瓦や樹木などに被害があった。この竜巻の強さは、風速約 45m/s と推定され、日本版改良藤田スケールで J E F 1 に該当する。 |

(6) 地震

市(県)内の活断層の活動に伴う、規模の大きな地震は知られていない。
これまでに知られている県内の地震被害については、周辺地域の浅いところで発生した地震によるものが多い。

【佐賀市(佐賀県)における過去の主要被害地震】

| 発生年月日 | 震央地名 | 規模(M) | 概 要 |
|--|-----------------|--------------|--|
| 679 年 (天武 7 年) | 筑紫国 | 6.5 ~ 7.5 | 家屋倒壊多く、幅 6 メートル、長さ 10 キロメートルの地割れを生ず。 |
| 1700 年 4 月 15 日 (元禄 13 年 2 月 26 日) | 壱岐 ・ 対馬 | 7.0 | 佐賀・平戸(瓦落つ)有感。 |
| 1703 年 6 月 22 日 (元禄 16 年 5 月 9 日) | 小城 | 不明 | 古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。 |
| 1769 年 8 月 29 日 (明和 6 年 7 月 28 日) | 日向 ・ 豊後 | 7.7 | 佐嘉表も大地震、町家の外瓦等崩落、川原小路屋敷大破。 |
| 1792 年 5 月 21 日 (寛政 4 年 4 月 1 日) | 雲仙岳 | 6.4 | 佐賀領、鹿島領、蓮池領で死者 18 名、流家 59 棟(眉山崩壊による津波被害)。 |
| 1831 年 11 月 14 日 (天保 2 年 10 月 11 日) | 肥前 | 6.1 | 肥前国地大いに震い、佐賀城石垣崩れ、領内潰家多し。 |
| 1889 年 7 月 28 日 (明治 22 年) | 熊本 | 6.3 | 神埼郡斉郷村の水田、四・五町破裂して、黒き小砂噴き出す。佐賀郡、藤津郡、杵島郡で家屋の倒壊あり。 |
| 1898 年 8 月 10~12 日 (明治 31 年) | 福岡県 西部 | 6.0 | 糸島地震。唐津でラムネ瓶倒れる。壁面に亀裂。 |
| 1929 年 8 月 8 日 (昭和 4 年) | 福岡県 雷山付 近 | 5.1 | 佐賀、神埼両郡の所々で壁に亀裂、崖崩れ、三瀬村(現在の佐賀市三瀬村)で器物の転倒 |

II 想定するリスク

| 発生年月日 | 震央地名 | 規模(M) | 概要 |
|------------------------|--------|-------|--|
| 1931年11月2日 (昭和6年) | 日向灘 | 7.1 | 佐賀市で電灯線切断の小被害。 |
| 1946年12月21日 (昭和21年) | 南海道沖 | 8.0 | 佐賀、神埼、杵島各郡で家屋の倒壊あり 佐賀地方も瓦が落ち、煙突が倒れたところもある。 |
| 1966年11月12日 (昭和41年) | 有明海 | 5.5 | 佐賀市内で棚の上のコップや花瓶落下、陶器店の大皿割れる、神埼、唐津でガラス破損。 |
| 1968年4月1日 (昭和43年) | 日向灘 | 7.5 | 佐賀市及び佐賀、神埼両郡で高圧配電線2か所切断、家庭用配線9か所切断。 |
| 1987年3月18日 (昭和62年) | 日向灘 | 6.6 | 大きな被害なし |
| 2001年3月24日 (平成13年) | 安芸灘 | 6.7 | 大きな被害なし |
| 2005年3月20日 (平成17年) | 福岡県北西沖 | 7.0 | みやき町で震度6弱を観測。 人的被害 重傷1名 軽傷14名 家屋被害 半壊1件 一部損壊136件 |
| 2016年4月14日 (平成28年) | 熊本地方 | 6.5 | 佐賀県南部・北部で震度4を観測 |
| 2016年4月16日 (平成28年) | 熊本地方 | 7.3 | 佐賀市、神崎市、上峰町で震度5強を観測 4月14日からの一連の地震による被害は、重症者4名、軽傷者9名 |

(7) 津波

佐賀市（佐賀県）において発生した津波災害は、寛政4（1792）年5月21日、島原の眉山崩壊に伴うものが記録されている程度であり、少ない。記録によると、この津波により、死傷者や住家被害が発生したと記されている。

一方で、平成22年2月27日、チリ中部沿岸を震源とする地震による津波では、気象庁が量的津波予報による津波予報業務を開始した平成11年4月以来、初めて有明・八代海に津波警報が発表されたものの、佐賀県沿岸では目立った津波は観測されておらず、県内に被害はなかった。

また、平成23年3月11日、東北地方太平洋沖を震源とする地震による津波では、有明・八代海に津波警報が、佐賀県北部に津波注意報が発表され、玄海町仮屋で0.2メートルの津波が観測されたが、県内に被害はなか

った。

津波は遠方の地震でも影響することも念頭におく必要がある。

3 計画において想定するリスク

本市の特性や過去の災害被害を踏まえ、いずれの災害についても、今後も本市に甚大な被害をもたらす可能性があると考えられることから、本計画の対象としては、大規模自然災害全般をリスクとして想定する。

また、これらの災害は、単独で発生するだけでなく、同時あるいは連続し、複合災害として発生し、より甚大な被害をもたらす可能性があることを想定しておく。

なお、本計画及び本市の国土強靱化に関する施策における自然災害の規模等については、概ね以下のとおりの前提とする。

(1) 豪雨・大雨（洪水）

ア) 昭和 28 年の西日本全域にわたる記録的な豪雨災害は、今後も発生する。

イ) 昭和 37 年、38 年の連年にわたる集中豪雨による局地的な激甚災害は、今後も頻発する。

(2) 台風

台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受ける。

(3) 高潮

有明海の異常高潮は、過去における最大記録が発生する。

(4) 土砂災害

大惨状をきわめる地すべり、山崩れ等の災害は、同時多発的に発生する。

(5) 竜巻

これまでに国内で発生した最大規模の強さの竜巻は、本市でも発生する。

(6) 地震

佐賀市（佐賀県）は、海洋性の巨大地震の震源となるプレート境界面からは距離があるため、これにより直接的に大規模な地震被害が生じる可能性は、比較的高くない。

II 想定するリスク

一方で、佐賀平野北縁断層帯をはじめ、県内や周辺地域に存在する活断層（帯）を震源とする地震により、県内でもほとんどの地域で震度7又は震度6強の強い揺れを伴う地震が起きる可能性がある。

(7) 津波

長崎県南部等の周辺地域を震源とする地震や、海溝を震源とする巨大地震により、波高は比較的高くないものの、本市沿岸にも津波が到達する可能性がある。

また、津波の原因となる地震に伴い、河川の堤防に液状化による沈下が発生すれば、特に佐賀平野では、広域かつ長期にわたる浸水被害が起きる可能性がある。

III 脆弱性評価

1 脆弱性評価について

基本法は、国土強靱化に関する施策を策定及び実施するに当たって従うべき方針の一つとして「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(脆弱性評価)を行うこと」を規定している(第9条第5号)。

また、基本法は、国の基本計画の策定に当たっては、「脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成」することを求めている(第17条第1号)。

《参考》基本法より

(施策の策定及び実施の方針)

第9条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

〔第1号～第4号省略〕

5 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」という。)を行うこと。

〔第6号～第7号省略〕

(国土強靱化基本計画の案の作成)

第17条 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

2 本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。

4 脆弱性評価は、国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うものとする。

5 脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても行うものとする。

〔第6項～第8項省略〕

このため、本計画の策定に当たっては、次の手順に沿って脆弱性評価を実施する。

ア)「事前に備えるべき目標」を設定し、その目標ごとに「起きてはならな

Ⅲ 脆弱性評価

- い最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定し、これに対する施策について横断的に評価する。(基本法第 17 条第 3 号)
- イ) 国土強靱化に関する「施策分野」ごとに評価を行う。(基本法第 17 条第 4 号)
- ウ) 投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても評価を行う。(基本法第 17 条第 5 号)
- エ) 「起きてはならない最悪の事態」を回避(リスクの一部低減を含む)するために、現在、市が行っている施策を抽出し、抽出した施策をまとめたものをプログラムとする。
- オ) 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための各プログラムを構成する施策ごとに、現行の取組で十分かどうかの分析・評価を行い、施策分野ごとに整理する。

2 事前に備えるべき目標

国の基本計画及び佐賀県国土強靱化地域計画(以下、「県計画」という。)との調和を図りつつ、5つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

⇒「事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧」(次頁)を参照

3 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

国の基本計画及び県計画との調和を図りつつ、本市の地域特性や想定したリスク等を踏まえ、「事前に備えるべき目標」の達成を阻害する22の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定する。

⇒「事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧」(次頁)を参照

事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧

| 基本目標 | 事前に備えるべき目標 | リスクシナリオ |
|--------------------------------|---|---|
| I 人命の保護が最大限図られること | 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる | 1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-2 洪水や高潮、津波に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生 |
| | 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる | 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| | | 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 |
| | | 2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足 |
| | | 2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足 |
| | II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること | 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する |
| 3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断 | | |
| III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 | 4 大規模自然災害発生後であっても、市民生活や経済活動（サプライチェーンを含む）を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない | 4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態 |
| | | 4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止 |
| | | 4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や汚水処理施設の機能停止 |
| | | 4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断 |
| | | 4-5 市街地での大規模火災の発生 |
| | | 4-6 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 |
| | | 4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大 |
| IV 迅速な復旧復興 | 5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | 5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 5-4 広大な低平地において、大規模かつ長期にわたる浸水被害が発生し、後年度にわたり脆弱性が高まるとともに、復旧・復興が大幅に遅れる事態 |

Ⅲ 脆弱性評価

4 施策分野

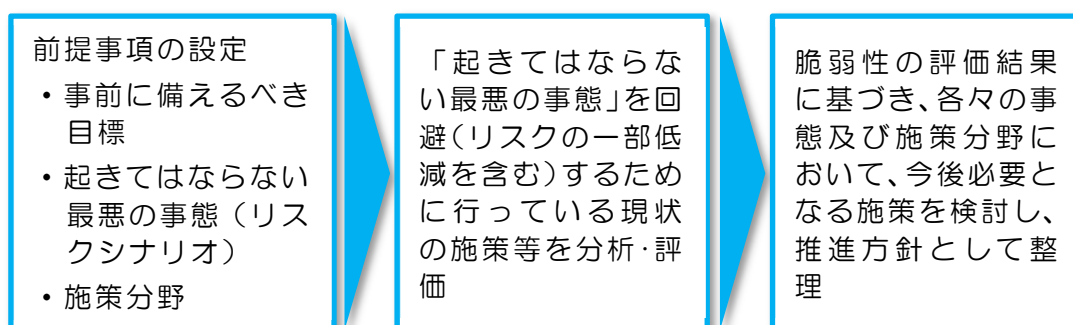
国の基本計画及び県計画との調和を図りつつ、市の行政組織との整合性も勘案し、次の5つの国土強靱化に関する施策分野を設定する。

| |
|-----------------|
| 1. 行政機能・情報手段・組織 |
| 2. 生活・環境・文教 |
| 3. 保健医療・福祉 |
| 4. 経済・産業 |
| 5. 建設・交通 |

5 評価結果

脆弱性評価の結果は、【別紙1】及び【別紙2】のとおり。

【参考】脆弱性評価から推進方針の整理までの流れ



IV 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避し、4つの基本目標を達成するため、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として、次のとおり整理する（併せて、リスクシナリオごとの推進方針についても【別紙3】のとおり整理する）。

また、国土強靱化に関する施策を推進する重要業績指標（KPI）を、【別紙4】のとおり設定する。

なお、本計画で設定した22の「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生しても本市に対して多大な被害・損害を与えるものであること、また各最悪の事態を回避するためのプログラムを構成する個別の施策は、他のプログラムにも共通している場合が多いことなどから、本計画ではプログラム単位での施策の重点化や優先順位付けは行わず、各推進方針において必要に応じた重点化や優先順位付けの方針を示す。

IV 施策分野ごとの推進方針

1 行政機能・情報手段・組織

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担による防災・減災対策の確立を図る。【消防防災課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、市民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。【消防防災課】
- 市民自らの避難行動に結び付くよう、適切に水防情報や土砂災害情報を提供する。【消防防災課・河川砂防課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。【消防防災課】
- 防災行政無線の安定性・信頼性を向上させるため、通信機器の処理能力や回線容量を増加させるとともに、主要回線が途絶した場合でも迂回して通信を行うループ化や非常用電源等の整備を行うことにより、災害時オペレーションにおける県、市、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の伝達・収集を確保する。【消防防災課】
- 災害時に電力の供給途絶が長期に及んでも各防災関係機関等において自家発電装置により活動を継続できるよう、石油元売業者の団体との重要施設の情報共有や、市内の石油の小売事業者の団体や中核給油所、小口配送拠点等との協力により、燃料の優先供給を受けられる体制の整備を図る。【消防防災課】
- 災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶しても、避難住民の生活に深刻な影響が及ばないように、需要場所ごとに分散供給可能なエネルギーであるLPガスについて、LPガスの供給事業者の団体や中核充てん所等との協力により、消費装置も含めた調達体制の整備を図る。【消防防災課】
- 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により業務継続体制の確保を図る。【消防防災課】

- 広域の自治体間や民間団体との応援協定等により、必要な人員等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備を図る。
【消防防災課・関係各課】
- 大規模災害発生時における初動業務等の実施を担保するため、使うことができる人的資源（職員）や拠点施設（庁舎機能）のインフラ等への影響が極力抑制されるよう、市役所の災害耐性を高める対策を推進する。
【人事課・財産活用課】
- 災害時に治安を維持していくため、平時から、市民総ぐるみによる自主的な防犯活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪の防止に取り組む。
【生活安全課・協働推進課】

2 生活・環境・文教

- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。【学校教育課・学事課】
- 学校教育の環境確保のため、施設等の保全を図る。【教育総務課】
- 災害時に治安を維持していくため、平時から、市民総ぐるみによる自主的な防犯活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪の防止に取り組む。
【生活安全課・協働推進課】
- 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行う処理体制を確保する。
【循環型社会推進課・環境保全課】
- 佐賀市の豊かな森・川・海を自然を守り未来に継承するため、森・川・海をつなぐを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。
【環境部、農林水産部、建設部】
- 森・川・海に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切にす行動に結び付けるなどの持続的な市民活動へ発展させる。
【環境部、農林水産部、建設部】
- 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への市民理解を促し、市民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを推進する。
【環境部、農林水産部、建設部】

IV 施策分野ごとの推進方針

- 市民、まちづくり協議会やNPOなどの市民活動団体、事業者などによる主体的なまちづくり活動を支援するとともに、あらゆる機会を提供することにより、市民の参加を促し、様々な人、団体との協働によるまちづくりを推進する。 【協働推進課】
- 人口減少や高齢化の進行が著しい北部中山間地域等に対して、重点的に地域づくりに寄与する政策を展開し、魅力的なまちづくりを進めるとともに、特定地域振興のための法令等に基づき、地域間での行政サービスの格差是正を進める。 【地域政策課】
- 魅力的な自然環境、都市機能、人柄など、佐賀市の資源をアピールすることにより、定住・移住の促進を図る。 【地域政策課】

3 保健医療・福祉

- 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市における避難行動要支援者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個別支援計画の充実などを支援する。 【福祉総務課・障がい福祉課・高齢福祉課】
- 要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に水防情報や土砂災害情報を提供する。 【消防防災課・河川砂防課】
- 長期の避難生活を強いられる状況になった場合でも、できる限り避難生活の苛酷な状況を緩和できるよう、避難所での居住性や安全性の確保に取り組む。また、福祉避難所の充実が図られるよう努める。 【消防防災課・関係各課】
- 災害時における市民生活を確保するため、外部支援の時期も想定し、平常時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努める。 【消防防災課】
- 災害時緊急医薬品等の確保については、国、県、関係団体と協力して緊急時の円滑な医薬品等の供給を図る。 【健康づくり課】
- 感染症発生時に迅速かつ的確に対応するため、日頃から感染症の発生状況等の把握に十分努めるとともに、疫学的視点を重視しつつ、関係者が適切に連携し対応できる体制を整備する。 【健康づくり課】

- 結核、麻しん風しん等の特に集団感染が懸念される感染症の発生の予防及びまん延防止のため、情報の収集・分析、相談対応、人材の育成確保及び資質の向上など必要な対策の推進を図る。 【健康づくり課】
- 災害時の活動拠点への供給機能を停止させないため、基幹管路に加え、防災拠点、避難所、拠点病院等へ繋がる重要給水施設管路について早急な耐震化整備を推進する。 【上下水道局】
- 法定耐用年数を経過した老朽管について、優先度に応じた適切な更新を推進する。 【上下水道局】
- 大規模な停電が発生した場合に給水機能を維持するため、基幹浄水場等の非常用自家発電装置の設置を目指す。 【上下水道局】
- 大規模な断水事故等が発生した場合を想定し、民間企業と連携した応急給水体制づくりを推進する。 【上下水道局】

4 経済・産業

- 備蓄品の品目及び数量については、想定避難者数を踏まえた食料（アレルギー食品を含む）、生活必需物資等の備蓄に努める。 【消防防災課】
- 民間事業者等との災害時における物資の調達に関する協定締結を推進し、災害時における調達物資の品目及び調達先の多様化を図る。 【消防防災課】
- 運輸事業者や関係団体等との災害時の応援協定等を促進し、災害時における備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保に努める。 【消防防災課】
- 災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」とともに、サプライチェーン維持のため、市内企業のBCP策定の支援に取り組む。 【消防防災課・商業振興課】
- 県等と連携し、防災や外国人相談などの多文化共生分野のボランティアの育成などを推進する。 【国際課】
- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、農作物の高温暖害対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。 【環境政策課・農林水産部】

IV 施策分野ごとの推進方針

- 森林所有者による間伐を促進するとともに、佐賀県森林環境税及び森林環境譲与税などを財源とした公的森林整備を推進する。
【森林整備課】
- 森・川・海に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切にする行動に結び付けるなどの持続的な市民活動へ発展させる。
【農林水産部、環境部、建設部】
- 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への市民理解を促し、市民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを推進する。 【農林水産部、環境部、建設部】

5 建設・交通

- 県と連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。 【建築指導課】
- 住宅・建築物等の耐震化が着実に達成されるよう、耐震改修を進める。
【建築指導課】
- 県と連携し、耐震化の必要性の一層の普及啓発を行うとともに、耐震化に必要な支援を併せて実施することにより、住宅の耐震化を促進する。
【建築指導課】
- 土砂災害リスクの高いエリアに立地する建物について、エリア外への移転を促進する。 【建築指導課】
- 老朽化の著しい市営住宅については、佐賀市公営住宅等長寿命化計画に基づき、必要に応じて用途廃止や建替えを促進する。 【建築住宅課】
- 学校施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。
【教育総務課】
- 災害時の避難所となっている学校施設については、機能強化を行う。
【教育総務課】

- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる被害や影響を回避・軽減するため、水災害に対する治水対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。
【河川砂防課・環境政策課】
- 住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に水防情報や土砂災害情報を提供する。
【消防防災課・河川砂防課】
- 河川等が氾濫した場合の地域への影響や近年に浸水被害があった河川などを中心に河川等整備を進めていくとともに、河川等の適正な維持管理を行う。
【河川砂防課】
- 排水機場等の河川管理施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。
【河川砂防課・農村環境課】
- 市民の河川に関わる機会の創出などにより、市民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。
【河川砂防課】
- 「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、土砂災害防止施設の整備を進めていく。
【河川砂防課】
- 高潮対策等の海岸堤防の整備促進に努めるとともに、整備された施設の適正な維持管理について、国及び県と連携を図る。
【南部建設事務所】
- 想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域（高潮浸水想定区域）を指定に基づき、ハザードマップにより広く住民等へ周知を図る。
【消防防災課】
- 市内の漁港施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした機能保全計画に基づき、施設の機能保全を実施する。
【水産振興課】
- 生産拠点となっている漁港施設については、機能強化（耐震・耐津波対策）を行う。
【水産振興課】
- 市内の漁港において、ストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を高めて行くために漁港施設の機能増進化に取り組む。
【水産振興課】

IV 施策分野ごとの推進方針

- 市内の漁港において、泊地や航路の浚渫を行うことにより、漁船の安全性を確保し、漁港機能の改善に取り組む。 【水産振興課】
- 国・県や土地改良区などと協力して、排水機能が低下したクリークの護岸整備や危険なため池の整備を推進する。 【農村環境課】
- 農村集落において、生活基盤施設の用排水路等を整備し機能確保を推進する。 【農村環境課】
- 防災重点ため池については、ハザードマップの作成を進め、県と連携・協力して危険の周知や避難行動につながる取組を進めていく。 【農村環境課】
- 佐賀平野において、用排水路等の農業用施設の機能復旧等、地盤沈下対策工事を推進し、農地の保全を図る。 【農村環境課】
- 影響度の高いため池の豪雨対策、耐震対策を推進する。 【農村環境課】
- 渇水時には、渇水調整会議を開催し、関係者との水利用調整等を十分に図る。 【農林水産部、建設部】
- 農業用水の配水施設の整備により用水の安定的供給を図る。 【農村環境課】
- 域内の資源を活用し、下水道施設の電力自給率向上を推進する。 【上下水道局】
- 個別処理区域において、汲み取りや単独浄化槽から合併浄化槽への転換を推進する。 【上下水道局】
- スtockマネジメント計画に基づき、管路の計画的な点検、修繕、改築及び耐震化を行い、適切な維持管理の推進を図る。 【上下水道局】
- 下水道施設等の適切な維持管理が図られるように、生活排水処理施設の耐震化を推進するほか、Stockマネジメント計画による老朽化対策を実施し、施設の計画的な維持管理・改築を推進する。 【上下水道局】
- 圧力管渠は、異常又はその兆候が確認された際、速やかに修繕・改築の対応を講じることが困難であるため、圧力管渠の二条化を推進する。 【上下水道局】

- 生活排水処理事業における良好な事業運営を継続するため、施設の広域化・共同化や、災害時の自治体間の相互協力体制の構築を推進する。
【上下水道局】
- 森林所有者による間伐を促進するとともに、佐賀県森林環境税及び森林環境譲与税などを財源とした公的森林整備を推進する。 【森林整備課】
- 効率的な森林整備を行うための林道等の路網整備を計画的に推進するとともに、重要施設の点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設ごとの長寿命化計画を策定し計画的な維持管理に取り組み、災害の未然防止対策を進める。
【森林整備課】
- 市民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海つながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、県や関係団体、CSOとの連携を強化して市民協働による森林（もり）づくりや平坦地の緑づくりを推進する。
【森林整備課、緑化推進課】
- 市が管理する道路については、重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。
【道路整備課・道路管理課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。
【道路整備課・道路管理課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。
【道路整備課・道路管理課】
- 市管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路について優先的に実施するとともに、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。
【道路整備課・道路管理課・森林整備課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。
【道路整備課・道路管理課・農村環境課・森林整備課】

IV 施策分野ごとの推進方針

- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。
【道路整備課・道路管理課・農村環境課・森林整備課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。
【道路管理課】
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮して整備を進める。
【道路整備課】
- 国県が整備を進めている有明海沿岸道路及び佐賀唐津道路について、事業主体と連携・協力しながら、整備促進に取り組む。
【都市政策課】
- 災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、関係機関と連携し、空き家対策を推進する。
【都市政策課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設については、引き続き計画的な整備等に取り組む。
【緑化推進課・道路整備課】
- 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。
【道路整備課】
- 大規模地震時における宅地被害を防ぐため、県と連携しながら、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査を行うとともに、宅地の耐震化を推進する。
【消防防災課・建築指導課】
- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、引き続き地籍調査の促進を図る。
【用地対策課】
- 広域の自治体間や民間団体との応援協定等により、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備を図る。
【消防防災課・関係各課】
- 県があらかじめ要請・登録している「建築物応急危険度判定士」の協力を得て、地震による被災建築物の危険度判定を速やかに行い、二次被害を防止し、市民の安全の確保を図る。
【建築指導課】

V 計画の推進と不断の見直し

- 各施策分野間には、相互に密接な関連を有している施策も多くあるため、施策の推進に当たっては適切な役割分担や調整を図り、施策の実効性・効率性を高めるよう十分に配慮する。
- 本計画の計画期間は6年間であるが、計画期間中であっても、「第2次佐賀市総合計画」のマネジメント・サイクルの実施と合わせ、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえた不断の見直しを行うものとする。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことからこれまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市の発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 災害時の避難所及び教育環境の確保のため、施設の保全及び防災機能強化を図る必要がある。
- 近年の災害においても、要介護高齢者や障がい者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀市においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層帯に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 市民に最も身近な住宅については、佐賀市は全国に比べ耐震化が遅れている。
- 市営住宅については、老朽化が進んでおり倒壊等の危険があるものもある。さらに、浸水や土砂災害が想定される場所に立地しているものもある。
- 災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、管理が不十分な老朽空き家について、関係機関と連携し、対策を進める必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画等に基づき計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、都市環境の改善のほか、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割も担うため、引き続き計画的な整備等に取り組む必要がある。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。

- 市内での、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について、把握できていない。

1-2 洪水や高潮、津波に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市の発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 治水対策を進めていくために、行政のみならず、市民自身が河川に関わり、森・川・海の自然のつながりや河川の大切さを再認識し、防災意識の向上につなげていく必要がある。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 近年の災害においても、要介護高齢者や障がい者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 市営住宅については、老朽化が進んでおり倒壊等の危険があるものもある。さらに、浸水や土砂災害が想定される場所に立地しているものもある。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている被害・影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を回避・軽減する適応策を計画的に進めることが必要である。
- 近年、全国各地で集中豪雨による洪水及び内水氾濫被害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、河川整備等によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった治水対策を進めることが必要である。
- 河川等整備にあたっては景観や自然環境の保全を考慮して進めることが必要である。
- 市民が安心した暮らしを実感できるよう、「緊急性」「必要性」「効果」の観点から総合的に判断し、河川等整備を行うことが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある排水機場等の河川管理施設については、施設の延命化と機能確保が必要である。
- 近年、全国各地で高潮による災害が多発化・激甚化しており、有明海沿岸の低平地においても高潮や津波等の被害を受けやすいことから、海岸堤防の早期整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった高潮災害防止対策を進めることが必要である。
- 市内の漁港施設については、建設から30年以上が経過して、老朽化しているものも多い。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

- 佐賀平野において国営及び県営事業で土水路として整備されたクリークは、経年変化により法面崩壊が進行し排水機能が低下したことから、周辺農地等の浸水被害が増加するとともに、隣接する農地の営農や道路の安全通行に支障が生じているため計画的な護岸整備が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要である。
- 整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。
- 農村集落内に整備を必要とする用排水路等が多く、整備には相当の期間を要する。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、長寿命化修繕計画等に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、都市環境の改善のほか、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割も担うため、引き続き計画的な整備等に取り組む必要がある。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。
- 市内の港湾施設の多くは、高度経済成長期に集中的に整備され老朽化が進んでいるため、予防保全を基本に計画的な保全を行う必要がある。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水及び内水氾濫被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として市民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた市民協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。
- 災害時の避難所及び教育環境の確保のため、施設の保全及び防災機能強化を図る必要がある。

1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市の発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。

- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 災害時の避難所及び教育環境の確保のため、施設の保全及び防災機能強化を図る必要がある。
- 近年の災害においても、要介護高齢者や障がい者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 土砂災害リスクの高いエリアに立地する建物がある。
- 市営住宅については、老朽化が進んでおり倒壊等の危険があるものもある。さらに、浸水や土砂災害が想定される場所に立地しているものもある。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている被害・影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を回避・軽減する適応策を計画的に進めることが必要である。
- 近年、全国各地で集中豪雨等による土砂災害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、土砂災害防止施設整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった土砂災害防止対策を進めることが必要である。
- 土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行うことが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある土砂災害防止施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画等に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、都市環境の改善のほか、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割も担うため、引き続き計画的な整備等に取り組む必要がある。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、市内でも山地災害が多発していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林（もり）づくりが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業者、CSO等の森林ボランティア団体及び市・県がそれぞれの役割に応じた市民協働による森林（もり）・緑づくりが必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として市民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた市民協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等の万全な管理や整備に取り組む必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進める必要がある。
- あらゆる分野でグローバル化が進んでおり、多文化共生の重要性が増している中、外国人住民とともに地域活動の活性化等を図っていくことが重要であり、多文化共生の地域づくりや人材育成を推進していく必要がある。
- 整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。

1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害関連死を防ぐためには、避難生活の負担緩和等の対策の更なる充実・強化が必要である。
- グローバル化した現代社会において、人・物の交流、移動の増大により、様々な感染症が市内に侵入し、まん延する可能性があるため、市民の健康を守る“健康危機管理”の観点に合った迅速かつ的確な対応が求められており、普段から事前対応型の対策を推進する必要がある。

- 感染症は、適切な防疫措置を講じなければ感染が拡大していく可能性があり、特に麻しん、風しん、結核等の集団感染が懸念される感染症の発生に備えて、適宜、専門家等の助言を受け、総合的な対策の推進を図る必要がある。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておく必要がある。
- 災害時における市民生活を確保するため、外部支援の時期も想定し、平常時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進める必要がある。
- 物資の備蓄は、飲料水や食料品等、消費期限のあるものも多いことから、管理に適切な配慮が求められるとともに、購入や保管のコストが必要になる。
- 大規模災害時には、備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保が困難になることが想定されることから、備蓄物資や調達物資の輸送手段を確保しておく必要がある。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀市においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層帯に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 市内の漁港施設については、建設から30年以上が経過して、老朽化しているものも多い。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画等に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 都市間の交流や物流の効率化のほか、大規模災害時における緊急避難や救護活動、救援物資等の輸送に備えたダブルネットワークの構築のための地域高規格道路（有明海沿岸道路及び佐賀唐津道路）の整備が不可欠となっている。
- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港や、高度専門医療により市民の尊い命を守る佐賀県医療センター好生館へのアクセスの強化などを図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、都市環境の改善のほか、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割も担うため、引き続き計画的な整備等に取り組む必要がある。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 近年、全国各地で集中豪雨等による土砂災害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、土砂災害防止施設整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった土砂災害防止対策を進める必要がある。
- 土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行う必要がある。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある土砂災害防止施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 市内の漁港施設については、建設から30年以上が経過して、老朽化しているものも多い。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画等に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 都市間の交流や物流の効率化のほか、大規模災害時における緊急避難や救護活動、救援物資等の輸送に備えたダブルネットワークの構築のための地域高規格道路（有明海沿岸道路及び佐賀唐津道路）の整備が不可欠となっている。
- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港や、高度専門医療により市民の尊い命を守る佐賀県医療センター好生館へのアクセスの強化などを図る必要がある。

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等の万全な管理に取り組む必要がある。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀市においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層帯に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画等に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。

- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 都市間の交流や物流の効率化のほか、大規模災害時における緊急避難や救護活動、救援物資等の輸送に備えたダブルネットワークの構築のための地域高規格道路（有明海沿岸道路及び佐賀唐津道路）の整備が不可欠となっている。
- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港や、高度専門医療により市民の尊い命を守る佐賀県医療センター好生館へのアクセスの強化などを図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、都市環境の改善のほか、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割も担うため、引き続き計画的な整備等に取り組む必要がある。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、救急活動に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。

2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足

- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀市においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層帯に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画等に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 都市間の交流や物流の効率化のほか、大規模災害時における緊急避難や救護活動、救援物資等の輸送に備えたダブルネットワークの構築のための地域高規格道路（有明海沿岸道路及び佐賀唐津道路）の整備が不可欠となっている。
- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港や、高度専門医療により市民の尊い命を守る佐賀県医療センター好生館へのアクセスの強化などを図る必要がある。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が多発する事態

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

- 大規模災害が発生した際、市は、災害対応の主体として重要な役割を担うことになると同時に、継続する必要性の高い多くの業務を抱えている一方、災害時には使うことができる資源（人、物、情報等）が大幅に制約を受けることが想定されることから、大規模災害時でも一定レベルの業務を的確に行えるよう、業務継続性を確保しておく必要がある。
- 大規模災害発生時における初動業務等の実施を担保するため、使うことができる人的資源（職員）や拠点施設（庁舎機能）のインフラ等への影響が極力抑制されるよう、平時からの取組が必要である。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀市においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。

3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断

- 災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等の万全な管理や整備に取り組む必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。

4 大規模自然災害発生後であっても、市民生活や経済活動（サプライチェーンを含む）を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない

4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態

- 企業BCPの策定は、災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」に加え、サプライチェーン維持の観点からも重要性が高いものであり、市内企業に対するBCP策定を促進する必要がある。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀市においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層帯に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 市内の漁港施設については、建設から30年以上が経過して、老朽化しているものも多い。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。

- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画等に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 都市間の交流や物流の効率化のほか、大規模災害時における緊急避難や救護活動、救援物資等の輸送に備えたダブルネットワークの構築のための地域高規格道路（有明海沿岸道路及び佐賀唐津道路）の整備が不可欠となっている。
- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港へのアクセスの強化などを図る必要がある。

4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止

- 災害時に電力の供給途絶が長期に及べば、防災関係機関等の応急対策に支障が生じることから、各施設が自家発電装置により業務を継続できるよう、燃料の優先供給を確保する体制を整備する必要がある。
- 災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶すれば、避難住民の生活に深刻な影響が及ぶことから、需要場所ごとに分散供給可能なエネルギーとして、LPガス及びその消費装置の調達体制を整備しておく必要がある。
- 災害時にも市庁舎、避難所等の防災拠点への、エネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備や非常用電源設備等を整備しておく必要がある。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀市においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層帯に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画等に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 都市間の交流や物流の効率化のほか、大規模災害時における緊急避難や救護活動、救援物資等の輸送に備えたダブルネットワークの構築のための地域高規格道路（有明海沿岸道路及び佐賀唐津道路）の整備が不可欠となっている。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。
- 市内での、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について、把握できていない。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や污水处理施設の機能停止

- 災害時において、防災活動の拠点地、避難所、拠点病院などは、重要な役割を担うため、供給機能を停止させないよう早急に耐震化を図る必要がある。
- 確保された水資源を安定して確実に上水や農業用水などに利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。
- 生活排水処理については、さらに整備を推進していくとともに、今後は人口が減少し、老朽化施設が増大していく中、市の実情に応じて下水道や浄化槽の維持管理などが適正に継続できるように経営基盤を強化することが必要である。
- 市内での、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について、把握できていない。
- 災害発生時の下水道の機能維持を果たすため、生活排水処理施設の耐震化、老朽化対策を進める必要がある。

4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断

- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀市においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層帯に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 市内の漁港施設については、建設から30年以上が経過して、老朽化しているものも多い。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたることから、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画等に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 都市間の交流や物流の効率化のほか、大規模災害時における緊急避難や救護活動、救援物資等の輸送に備えたダブルネットワークの構築のための地域高規格道路（有明海沿岸道路及び佐賀唐津道路）の整備が不可欠となっている。
- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港や、高度専門医療により市民の尊い命を守る佐賀県医療センター好生館へのアクセスの強化などを図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、都市環境の改善のほか、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割も担うため、引き続き計画的な整備等に取り組む必要がある。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。

4-5 市街地での大規模火災の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市の発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引き続き計画的な整備等が必要である。

4-6 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある排水機場等の河川管理施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地に被害が及ぶため早急な整備が必要である。

4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大

- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害、食料などの様々な面で被害・影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を回避・軽減する適応策を計画的に進める必要がある。
- 佐賀平野において国営及び県営事業で土水路として整備されたクリークは、経年変化により法面崩壊が進行し排水機能が低下したことから、周辺農地等の浸水被害が増加するとともに、隣接する農地の営農や道路の安全通行に支障が生じているため計画的な護岸整備が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要である。
- 佐賀平野では、地盤沈下により農地や農業用施設の機能が低下し、安定した農業生産に支障が生じている。
- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、市内でも山地災害が発生していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林（もり）づくりが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業者、CSO等の森林ボランティア団体及び市・県がそれぞれの役割に応じた市民協働による森林（もり）・緑づくりが必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として市民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた市民協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

- 5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 近年、相次いで大規模災害が発生しており、一般廃棄物である災害廃棄物が大量に発生する恐れがある。
- 大規模な地震発生時には、通常の廃棄物処理に加え、大量の倒壊家屋の残骸(がれき)等の災害廃棄物の大量発生が想定されるため、廃棄物の発生を抑制する必要がある。
- 被災後、災害復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要であるが、一部市街地など調査未実施の地域もまだ存在することから、調査の推進を図る必要がある。

5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 大規模災害の発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され、災害対策や応急復旧業務等を担う人材等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制を整備する必要がある。

5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を確立が必要である。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。
- 「共助」の基盤となる地域コミュニティの維持が必要である。
- 地域コミュニティの維持のため、市民、まちづくり協議会やNPOなどの市民活動団体、事業者などによる主体的なまちづくり活動の支援を行う必要がある。
- 過疎地域等の特定条件不利地域では、行政サービスの格差を是正する必要がある。
- 人口減少社会を迎え、本市の人口は全国平均を上回るペースで減少しており、このままでは地域の活力低下が懸念される。

5-4 広大な低平地において、大規模かつ長期にわたる浸水被害が発生し、後年度にわたり脆弱性が高まるとともに、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で被害・影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を回避・軽減する適応策を計画的に進める必要がある。

- 近年、全国各地で集中豪雨による洪水及び内水氾濫被害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、河川整備等によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった治水対策を進めることが必要である。
- 河川等整備にあたっては、景観や自然環境の保全を考慮して進めることが必要である。
- 市民が安心した暮らしを実感できるよう、「緊急性」「必要性」「効果」の観点から総合的に判断し、河川等整備を行うことが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある排水機場等の河川管理施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 近年、全国各地で高潮による災害が多発化・激甚化しており、有明海沿岸の低平地においても高潮や津波の被害を受けやすいことから、海岸堤防の早期整備が必要である。
- 市内の漁港施設については、建設から30年以上が経過して、老朽化しているものも多い。
- 佐賀平野において国営及び県営事業で土水路として整備されたクリークは、経年変化により法面崩壊が進行し排水機能が低下したことから、周辺農地等の浸水被害が増加するとともに、隣接する農地の営農や道路の安全通行に支障が生じているため計画的な護岸整備が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水及び内水氾濫被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として市民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた市民協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果

A) 行政機能・情報手段・組織

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市の発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 治水対策を進めていくために、行政のみならず、市民自身が河川に関わり、森・川・海の自然のつながりや河川の大切さを再認識し、防災意識の向上につなげていくことが必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等の万全な管理や整備に取り組む必要がある。
- 大規模災害が発生した際、市は、災害対応の主体として重要な役割を担うことになると同時に、継続する必要性の高い多くの業務を抱えている一方、災害時には使うことができる資源（人、物、情報等）が大幅に制約を受けることが想定されることから、大規模災害時でも一定レベルの業務を的確に行えるよう、業務継続性を確保しておくことが必要である。
- 大規模災害発生時における初動業務等の実施を担保するため、使うことができる人的資源（職員）や拠点施設（庁舎機能）のインフラ等への影響が極力抑制されるよう、平時からの取組が必要である。
- 災害時に電力の供給途絶が長期に及べば、防災関係機関等の応急対策に支障が生じることから、各施設が自家発電装置により活動が継続できるよう、燃料の優先供給を確保する体制を整備する必要がある。
- 災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶すれば、避難住民の生活に深刻な影響が及ぶことから、需要場所ごとに分散供給可能なエネルギーとして、LPガス及びその消費装置の調達体制を整備しておく必要がある。
- 災害時にも市庁舎、避難所等の防災拠点への、エネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備や非常用電源設備等の整備を促進する。
- 大規模災害の発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され、行政機関で災害対策に従事する職員等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、必要な人員等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制を整備する必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。

B) 生活・環境・文教

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市の発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 「共助」の基盤となる地域コミュニティの維持が必要である。
- 地域コミュニティの維持のため、市民、まちづくり協議会やNPOなどの市民活動団体、事業者などによる主体的なまちづくり活動の支援を行う必要がある。
- 過疎地域等の特定条件不利地域では、行政サービスの格差を是正する必要がある。
- 人口減少社会を迎え、本市の人口は全国平均を上回るペースで減少しており、このままでは地域の活力低下が懸念される。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 教育環境の確保のため、施設等の保全を図る必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。
- 近年、相次いで大規模災害が発生しており、一般廃棄物である災害廃棄物が大量に発生する恐れがある。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として市民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた市民協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

C) 保健医療・福祉

- 近年の災害においても、要介護高齢者や障がい者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進める必要がある。
- 災害関連死を防ぐためには、避難生活の負担緩和等の対策の更なる充実・強化が必要である。
- 災害時における市民生活を確保するため、外部支援の時期も想定し、平常時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進める必要がある。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。

【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果

- グローバル化した現代社会において、人・物の交流、移動の増大により、様々な感染症が市内に侵入し、まん延する可能性があるため、市民の健康を守る“健康危機管理”の観点に合った迅速かつ的確な対応が求められており、普段から事前対応型の対策を推進する必要がある。
- 感染症は、適切な防疫措置を講じなければ感染が拡大していく可能性があり、特に麻しん、風しん、結核等の集団感染が懸念される感染症の発生に備えて、適宜、専門家等の助言を受け、総合的な対策の推進を図る必要がある。
- 確保された水資源を安定して確実に上水に利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。
- 災害時において、防災活動の拠点地、避難所、拠点病院などは、重要な役割を担うため、供給機能を停止させないよう早急に耐震化を図る必要がある。

D) 経済・産業

- 災害時における市民生活を確保するため、外部支援の時期も想定し、平常時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進める必要がある。
- 物資の備蓄は、飲料水や食料品等、消費期限のあるものも多いことから、管理に適切な配慮が求められるとともに、購入や保管のコストが必要になる。
- 大規模災害時には、備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保が困難になることが想定されることから、輸送手段を確保しておく必要がある。
- 企業BCPの策定は、災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」に加え、サプライチェーン維持の観点からも重要性が高いものであり、市内企業に対するBCP策定を促進する必要がある。
- あらゆる分野でグローバル化が進んでおり、多文化共生の重要性が増している中、外国人住民とともに地域活動の活性化等を図っていくことが重要となっており、多文化共生の地域づくりや人材育成を推進していく必要がある。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害、食料などの様々な面で被害・影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を回避・軽減する適応策を計画的に進める必要がある。
- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、市内でも山地災害が多発していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林（もり）づくりが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林の管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業者、CSO等の森林ボランティア団体及び市・県がそれぞれの役割に応じた市民協働による森林（もり）・緑づくりが必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として市民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた市民協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

E) 建設・交通

- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀市においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層帯に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 市民に最も身近な住宅については、佐賀市は全国に比べ耐震化が遅れている。
- 土砂災害リスクの高いエリアに立地する建物がある。
- 市営住宅については、老朽化が進んでおり倒壊等の危険があるものもある。さらに、浸水や土砂災害が想定される場所に立地しているものもある。
- 災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、管理が不十分な老朽空き家について、関係機関と連携し、対策を進める必要がある。
- 大規模な地震発生時には、通常の廃棄物処理に加え、大量の倒壊家屋の残骸(がれき)等の災害廃棄物の大量発生が想定されたため、廃棄物の発生を抑制する必要がある。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で被害・影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を回避・軽減する適応策を計画的に進める必要がある。
- 近年、全国各地で集中豪雨による洪水及び内水氾濫被害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、河川整備等によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった治水対策を進める必要がある。
- 河川等整備にあたっては、景観や自然環境の保全を考慮して進める必要がある。
- 市民が安心した暮らしを実感できるよう、「緊急性」「必要性」「効果」の観点から総合的に判断し、河川等整備を行う必要がある。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある排水機場等の河川管理施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 治水対策を進めていくために、行政のみならず、市民自身が河川に関わり、森・川・海の自然のつながりや河川の大切さを再認識し、防災意識の向上につなげていく必要がある。
- 近年、全国各地で集中豪雨等による土砂災害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、土砂災害防止施設整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった土砂災害防止対策を進める必要がある。
- 土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行う必要がある。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある土砂災害防止施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 近年、全国各地で高潮による災害が多発化・激甚化しており、有明海沿岸の低平地においても高潮や津波等の被害を受けやすいことから、海岸堤防の早期整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった高潮災害防止対策を進める必要がある。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進める必要がある。
- 市内の漁港施設については、建設から30年以上が経過して、老朽化しているものも多い。

【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果

- 佐賀平野において国営及び県営事業で土水路として整備されたクリークは、経年変化により法面崩壊が進行し排水機能が低下したことから、周辺農地等の浸水被害が増加するとともに、隣接する農地の営農や道路の安全通行に支障が生じているため計画的な護岸整備が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要である。
- 整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。
- 佐賀平野では、地盤沈下により農地や農業用施設の機能が低下し、安定した農業生産に支障が生じている。
- 災害発生時の下水道の機能維持を果たすため、生活排水処理施設の耐震化、老朽化対策を進める必要がある。
- 確保された水資源を安定して確実に農業用水などに利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。
- 生活排水処理については、さらに整備を推進していくとともに、今後は人口が減少し、老朽化施設が増大していく中、市の実情に応じて下水道や浄化槽の維持管理などが適正に継続できるよう経営基盤を強化することが必要である。
- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、市内でも山地災害が発生していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林（もり）づくりが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業者、CSO等の森林ボランティア団体及び市・県がそれぞれの役割に応じた市民協働による森林（もり）・緑づくりが必要である。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路施設における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画等に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 都市間の交流や物流の効率化のほか、大規模災害時における緊急避難や救護活動、救援物資等の輸送に備えたダブルネットワークの構築のための地域高規格道路（有明海沿岸道路及び佐賀唐津道路）の整備が不可欠となっている。
- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港や、高度専門医療により市民の尊い命を守る佐賀県医療センター好生館へのアクセスの強化などを図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、都市環境の改善のほか、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割も担うため、引き続き計画的な整備等に取り組む必要がある。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。
- 市内での、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について、把握できていない。

- 被災後、災害復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要であるが、一部市街地など調査未実施の地域もまだ存在することから、調査の推進を図る必要がある。
- 大規模災害発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され災害対策や応急復旧業務等を担う人材等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制を整備する必要がある。
- 老朽化により機能低下した学校施設については、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図る必要がある。

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。 【消防防災課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、市民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。 【消防防災課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る各市町の取組を支援する。 【消防防災課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。 【学校教育課・学事課】
- 災害時の避難所及び教育環境の確保のため、施設の保全及び防災機能強化を図る。 【教育総務課】
- 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市における避難行動要支援者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個別支援計画の充実などを支援する。 【福祉総務課・障がい福祉課・高齢福祉課】
- 災害時緊急医薬品等の確保については、国、県、関係団体と協力して緊急時の円滑な医薬品等の供給を図る。 【健康づくり課】
- 県と連携しながら、耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を推進する。 【建築指導課】
- 住宅・建築物等の耐震化が着実に達成されるよう、耐震改修を進める。 【建築指導課】
- 県と連携し、耐震化の必要性の一層の普及啓発を行うとともに、耐震化に必要な支援を併せて実施することにより、住宅の耐震化を促進する。 【建築指導課】
- 老朽化の著しい市営住宅については、佐賀市公営住宅等長寿命化計画に基づき、必要に応じて用途廃止や建替えを促進する。 【建築住宅課】
- 老朽危険空き家の所有者に対し、除去や適正管理の指導等を推進する。 【都市政策課】
- 市が管理する道路については、重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。 【道路整備課・道路管理課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。 【道路整備課・道路管理課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。 【道路整備課・道路管理課】
- 市管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路について優先的に実施するとともに、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。 【道路整備課・道路管理課・森林整備課】

- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。

【道路整備課・道路管理課・農村環境課・森林整備課】

- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。 【道路整備課・道路管理課・森林整備課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。 【道路管理課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設については、引き続き計画的な整備等に取り組む。 【緑化推進課・道路整備課】
- 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。 【道路整備課】
- 大規模地震時における宅地被害を防ぐため、県と連携しながら、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査を行うとともに、宅地の耐震化を推進する。 【消防防災課・建築指導課】

1-2 洪水や高潮、津波に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。 【消防防災課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、市民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。 【消防防災課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。 【消防防災課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。 【学校教育課・学事課】
- 災害時の避難所及び教育環境の確保のため、施設の保全及び防災機能強化を図る。 【教育総務課】
- 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市における避難行動要支援者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個別支援計画の充実などを支援する。 【福祉総務課・障がい福祉課・高齢福祉課】
- 災害時緊急医薬品等の確保については、国、県、関係団体と協力して緊急時の円滑な医薬品等の供給を図る。 【健康づくり課】
- 老朽化の著しい市営住宅については、佐賀市公営住宅等長寿命化計画に基づき、必要に応じて用途廃止や建替えを促進する。 【建築住宅課】
- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる被害や影響を回避・軽減するため、水災害に対する治水対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。 【河川砂防課・環境政策課】
- 住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に水防情報を提供する。 【消防防災課・河川砂防課】
- 河川等が氾濫した場合の地域への影響や近年に浸水被害があった河川などを中心に河川等整備を進めていくとともに、河川等の適正な維持管理を行う。 【河川砂防課】
- 排水機場等の河川管理施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。 【河川砂防課・農村環境課】

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

- 市民の河川に関わる機会の創出などにより、市民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。【河川砂防課】
- 想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域（高潮浸水想定区域）を指定公表し、ハザードマップにより広く住民等へ周知を行う。【消防防災課】
- 市内の漁港施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした機能保全計画に基づき、施設の機能保全を実施する。【水産振興課】
- 生産拠点となっている漁港施設については、機能強化（耐震・耐津波対策）を行う。【水産振興課】
- 市内の漁港において、ストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を高めて行くために漁港施設の機能増進化に取り組む。【水産振興課】
- 市内の漁港において、泊地や航路の浚渫を行うことにより、漁船の安全性を確保し、漁港機能の改善に取り組む。【水産振興課】
- 国・県や土地改良区などと協力して、排水機能が低下したクリークの護岸整備を推進する。【農村環境課】
- 県や土地改良区などと協力して、危険なため池の整備を推進する。【農村環境課】
- 防災重点ため池については、ハザードマップの作成を進めており、市は県と連携・協力して危険の周知や避難行動につながる取組を進めていく。【農村環境課】
- 市が管理する道路については、重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。【道路整備課・道路管理課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。【道路整備課・道路管理課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。【道路整備課・道路管理課】
- 市管理道路の防災対策について、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路について優先的に実施するとともに、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。【道路整備課・道路管理課・森林整備課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。【道路整備課・道路管理課・農村環境課・森林整備課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。【道路整備課・農村環境課・森林整備課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。【道路管理課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設については、引き続き計画的な整備等に取り組む。【緑化推進課・道路整備課】
- 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。【道路整備課】
- 高潮対策等の海岸堤防の整備促進に努めるとともに、整備された施設の適正な維持管理について、国及び県と連携を図る。【南部建設事務所】
- 佐賀市の豊かな森・川・海を守るため未来に継承するため、森・川・海のつながりを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。【農林水産部、環境部、建設部】

- 森・川・海に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切に
する行動に結び付けるなどの持続的な市民活動へ発展させる。
【農林水産部、環境部、建設部】
- 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多
面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活
動への市民理解を促し、市民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを
推進する。
【農林水産部、環境部、建設部】

1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図
る。
【消防防災課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、
防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、市
民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。
【消防防災課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に取り組むとと
もに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る
【消防防災課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができ
るよう、学校安全に関する教育を推進する。
【学校教育課・学事課】
- 災害時の避難所及び教育環境の確保のため、施設の保全及び防災機能強化を図
る。
【教育総務課】
- 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市における避難行動要支援
者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個別支援計画の充実などを支援する。
【福祉総務課・障がい福祉課・高齢福祉課】
- 災害時緊急医薬品等の確保については、国、県、関係団体と協力して緊急時の
円滑な医薬品等の供給を図る。
【健康づくり課】
- 土砂災害リスクの高いエリアに立地する建物について、エリア外への移転を促
進する。
【建築指導課】
- 老朽化の著しい市営住宅については、佐賀市公営住宅等長寿命化計画に基づ
き、必要に応じて用途廃止や建替えを促進する。
【建築住宅課】
- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる被害や影響を回避・軽減するため、水災
害に対する治水対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。【環境政策
課、関係各課】
- 「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、土砂災害防止
施設の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理を行う。
【河川砂防課】
- 住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安
全に避難させる行動に結び付くよう、適切に土砂災害情報を提供する。
【消防防災課】
- 市が管理する道路については、重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・
減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。
【道路整備課・道路管理課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を
重点的に取り組む。
【道路整備課・道路管理課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性
の向上に取り組む。
【道路整備課・道路管理課】
- 市管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送
道路について、優先的に実施するとともに、緊急輸送道路以外の道路についても、
優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。
【道路整備課・道路管理課・森林整備課】

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。
【道路整備課・道路管理課・農村環境課・森林整備課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。
【道路整備課・道路管理課・農村環境課・森林整備課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。
【道路管理課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設については、引き続き計画的な整備等に取り組む。
【緑化推進課・道路整備課】
- 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。
【道路整備課】
- 森林所有者による間伐を促進するとともに、佐賀県森林環境税及び森林環境譲与税などを財源とした公的森林整備を推進する。
【森林整備課】
- 効率的な森林整備を行うための林道等の路網整備を計画的に推進するとともに、重要施設の点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設ごとの長寿命化計画を策定し計画的な維持管理に取り組み、災害の未然防止対策を進める。
【森林整備課】
- 影響度の高いため池の豪雨対策、耐震対策を推進する。
【農村環境課】
- 農村集落内の用排水路等の機能保全の整備を推進する。
【農村環境課】
- 市民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海とのつながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、県や関係団体、CSO との連携を強化して市民協働による森林（もり）づくりや平坦地の緑づくりを推進する。
【環境部、農林水産部、建設部】
- 佐賀市の豊かな森・川・海の自然を守り未来に継承するため、森・川・海とのつながりを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。
【環境部、農林水産部、建設部】
- 森・川・海に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切に
する行動に結び付けるなどの持続的な市民活動へ発展させる。
【環境部、農林水産部、建設部】
- 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への市民理解を促し、市民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを推進する。
【環境部、農林水産部、建設部】

1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

- 防災行政無線の安定性・信頼性を向上させるため、通信機器の処理能力や回線容量を増加させるとともに、主要回線が途絶した場合でも迂回して通信を行うループ化や非常用電源等の整備を行うことにより、災害時オペレーションにおける県、市、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の伝達・収集を確保する。
【消防防災課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。
【学校教育課・学事課】
- 県等と連携し、防災や外国人相談などの多文化共生分野のボランティアの育成などを推進する。
【国際課】
- 住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に水防情報や土砂災害情報を提供する。
【消防防災課】

- 想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域（高潮浸水想定区域）を指定公表し、ハザードマップより広く住民等へ周知を図る。 【消防防災課】
- 市が管理する道路については、重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。 【道路整備課・道路管理課】
- 防災重点ため池については関係市町がハザードマップの作成を進め、県と連携・協力して危険の周知や避難行動につながる取組を進めていく。 【農村環境課】

1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。 【消防防災課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、市民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。 【消防防災課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。 【消防防災課】
- 地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。 【消防防災課】
- 長期の避難生活を強いられる状況になった場合でも、できる限り避難生活の苛酷な状況を緩和できるように、避難所での居住性や安全性の確保の取り組みとともに、福祉避難所の充実が図られるよう努める。 【消防防災課・関係各課】
- 感染症発生時に迅速かつ的確に対応するため、日頃から感染症の発生状況等の把握に十分努めるとともに、疫学的視点を重視しつつ、関係者が適切に連携し対応できる体制を整備する。 【健康づくり課】
- 結核、麻しん風しん等の特に集団感染が懸念される感染症の発生の予防及びまん延防止のため、情報の収集・分析、相談対応、人材の育成確保及び資質の向上など必要な対策の推進を図る。 【健康づくり課】

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 災害時緊急医薬品等の確保については、国、県、関係団体と協力して緊急時の円滑な医薬品等の供給を図る。 【健康づくり課】
- 備蓄品の品目及び数量については、想定避難者を踏まえた食料（アレルギー食品を含む）、生活必需物資等の備蓄を図る。 【消防防災課】
- 民間事業者等との災害時における物資の調達に関する協定締結を推進し、災害時における調達物資の品目及び調達先の多様化を図る。 【消防防災課】
- 運輸事業者や関係団体等との災害時の応援協定等を促進し、災害時における備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保に努める。 【消防防災課】
- 県と連携しながら、耐震診断が義務化された「大規模建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。 【建築指導課】
- 住宅・建築物等の耐震化が着実に達成されるよう、耐震改修を進める。 【建築指導課】

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

- 市内の漁港施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした機能保全計画に基づき、施設の機能保全を実施する。【水産振興課】
- 生産拠点となっている漁港施設については、機能強化（耐震・耐津波対策）を行う。【水産振興課】
- 市内の漁港において、ストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を高めて行くために漁港施設の機能増進化に取り組む。【水産振興課】
- 市内の漁港において、泊地や航路の浚渫を行うことにより、漁船の安全性を確保し、漁港機能の改善に取り組む。【水産振興課】
- 市が管理する道路については、重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。【道路整備課・道路管理課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。【道路整備課・道路管理課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。【道路整備課・道路管理課】
- 市管理道路の防災対策について、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路について、優先的に実施するとともに、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。【道路整備課・道路管理課・森林整備課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。【道路整備課・道路管理課・農村環境課・森林整備課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。【道路整備課・道路管理課・農村環境課・森林整備課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。【道路管理課】
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮して整備を進める。【道路整備課】
- 国県が整備を進めている有明海沿岸道路及び佐賀唐津道路について、事業主体と連携・協力しながら、整備促進に取り組む。【都市政策課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設については、引き続き計画的な整備等に取り組む。【緑化推進課・道路整備課】
- 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。【道路整備課】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、土砂災害防止施設の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理を行う。【河川砂防課】
- 市内の漁港施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした機能保全計画に基づき、施設の機能保全を実施する。【水産振興課】
- 生産拠点となっている漁港施設については、機能強化（耐震・耐津波対策）を行う。【水産振興課】
- 市内の漁港において、ストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を高めて行くために漁港施設の機能増進化に取り組む。【水産振興課】

- 市内の漁港において、泊地や航路の浚渫を行うことにより、漁船の安全性を確保し、漁港機能の改善に取り組む。 【水産振興課】
- 市が管理する道路については、重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。 【道路整備課・道路管理課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。 【道路整備課・道路管理課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。 【道路整備課・道路管理課】
- 市管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路について、優先的に実施するとともに、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。 【道路整備課・道路管理課・森林整備課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。 【道路整備課・道路管理課・農村環境課・森林整備課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。 【道路整備課・道路管理課・農村環境課・森林整備課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。 【道路管理課】
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮して整備を進める。 【道路整備課】
- 国県が整備を進めている有明海沿岸道路及び佐賀唐津道路について、事業主体と連携・協力しながら、整備促進に取り組む。 【都市政策課】

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。 【消防防災課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、市民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。 【消防防災課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。 【消防防災課】
- 防災行政無線の安定性・信頼性を向上させるため、通信機器の処理能力や回線容量を増加させるとともに、主要回線が途絶した場合でも迂回して通信を行うループ化や非常用電源等の整備を行うことにより、災害時オペレーションにおける県、市、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の伝達・収集を確保する。 【消防防災課】
- 県と連携しながら、耐震診断が義務化された「防災拠点建築物」、「沿道建築物」の耐震化を促進する。 【建築指導課】
- 住宅・建築物等の耐震化が着実に達成されるよう、耐震改修を進める。 【建築指導課】
- 市が管理する道路については、重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。 【道路整備課・道路管理課】

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所を整備を重点的に取り組む。【道路整備課・道路管理課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。【道路整備課・道路管理課】
- 市管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路について、優先的に実施するとともに、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。
【道路整備課・道路管理課・森林整備課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。
【道路整備課・道路管理課・農村環境課・森林整備課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。
【道路整備課・道路管理課・農村環境課・森林整備課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。【道路管理課】
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮して整備を進める。【道路整備課】
- 国県が整備を進めている有明海沿岸道路及び佐賀唐津道路について、事業主体と連携・協力しながら、整備促進に取り組む。【都市政策課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設については、引き続き計画的な整備等に取り組む。【緑化推進課・道路整備課】
- 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。【道路整備課】

2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足

- 災害時緊急医薬品等の確保については、国、県、関係団体と協力して緊急時の円滑な医薬品等の供給を図る。【健康づくり課】
- 県と連携しながら、耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。【建築指導課】
- 住宅・建築物等の耐震化が着実に達成されるよう、耐震改修を進める。
【建築指導課】
- 市が管理する道路については、重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。
【道路整備課・道路管理課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所を整備を重点的に取り組む。【道路整備課・道路管理課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。【道路整備課・道路管理課】
- 市管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路について、優先的に実施するとともに、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。
【道路整備課・道路管理課・森林整備課】

- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。
【道路整備課・道路管理課・農村環境課・森林整備課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。
【道路整備課・道路管理課・農村環境課・森林整備課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。
【道路管理課】
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮して整備を進める。
【道路整備課】
- 国県が整備を進めている有明海沿岸道路及び佐賀唐津道路について、事業主体と連携・協力しながら、整備促進に取り組む。
【都市政策課】

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が多発する事態

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。
【消防防災課】
- 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により業務継続体制の確保を図る。
【消防防災課】
- 大規模災害発生時における初動業務等の実施を担保するため、使うことができる人的資源（職員）や拠点施設（庁舎機能）のインフラ等への影響が極力抑制されるよう、役所の災害耐性を高める対策を推進する。
【人事課・財産活用課】
- 災害時に治安を維持していくため、平時から、市民総ぐるみによる自主的な防災活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪の防止に取り組む。
【生活安全課・協働推進課】
- 県と連携しながら、耐震診断が義務化された「防災拠点建築物」の耐震化を促進する。
【建築指導課】
- 住宅・建築物等の耐震化が着実に達成されるよう、耐震改修を進める。
【建築指導課】

3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断

- 防災行政無線の安定性・信頼性を向上させるため、通信機器の処理能力や回線容量を増加させるとともに、主要回線が途絶した場合でも迂回して通信を行うループ化や非常用電源等の整備を行うことにより、災害時オペレーションにおける県、市、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の伝達・収集を確保する。
【消防防災課】
- 市が管理する道路については、重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。
【道路整備課・道路管理課】

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。【道路整備課・道路管理課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。【道路整備課・道路管理課】
- 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。【道路整備課】

4 大規模自然災害発生後であっても、市民生活や経済活動（サプライチェーンを含む）を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない

4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態

- 災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」とともに、サプライチェーン維持のため、市内企業のBCP策定の支援に取り組む。【消防防災課・商業振興課】
- 県と連携しながら、耐震診断が義務化された「大規模建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。【建築指導課】
- 住宅・建築物等の耐震化が着実に達成されるよう、耐震改修を進める。【建築指導課】
- 市内の漁港施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした機能保全計画に基づき、施設の機能保全を実施する。【水産振興課】
- 生産拠点となっている漁港施設については、機能強化（耐震・耐津波対策）を行う。【水産振興課】
- 市内の漁港において、ストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を高めて行くために漁港施設の機能増進化に取り組む。【水産振興課】
- 市内の漁港において、泊地や航路の浚渫を行うことにより、漁船の安全性を確保し、漁港機能の改善に取り組む。【水産振興課】
- 市が管理する道路については、重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。【道路整備課・道路管理課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。【道路整備課・道路管理課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。【道路整備課・道路管理課】
- 市管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路について、優先的に実施するとともに、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。【道路整備課・道路管理課・森林整備課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。【道路整備課・道路管理課・農村環境課・森林整備課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。【道路整備課・道路管理課・農村環境課・森林整備課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。【道路管理課】

- 広域幹線道路を補完する幹線道路については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮して整備を進める。 【道路整備課】
- 国県が整備を進めている有明海沿岸道路及び佐賀唐津道路について、事業主体と連携・協力しながら、整備促進に取り組む。 【都市政策課】

4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止

- 災害時に電力の供給途絶が長期に及んでも、各防災関係機関等において自家発電装置により業務を継続できるよう、石油元売業者の団体との重要施設の情報共有や、県内の石油の小売事業者の団体や中核給油所・小口配送拠点等との協力により、燃料の優先供給を受けられる体制の整備を図る。 【消防防災課】
- 災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶しても、避難住民の生活に深刻な影響が及ばないように、需要場所ごとに分散供給可能なエネルギーであるLPガスについて、LPガスの供給事業者の団体や中核充てん所等との協力により、消費装置も含めた調達体制の整備を図る。 【消防防災課】
- 住宅・建築物等の耐震化が着実に達成されるよう、耐震改修を進める。 【建築指導課】
- 市が管理する道路については、重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。 【道路整備課・道路管理課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。 【道路整備課・道路管理課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。 【道路整備課・道路管理課】
- 市管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路について、優先的に実施するとともに、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。 【道路整備課・道路管理課・森林整備課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。 【道路整備課・道路管理課・農村環境課・森林整備課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。 【道路整備課・道路管理課・農村環境課・森林整備課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。 【道路管理課】
- 国県が整備を進めている有明海沿岸道路及び佐賀唐津道路について、事業主体と連携・協力しながら、整備促進に取り組む。 【都市政策課】
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮して整備を進める。 【道路整備課】
- 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。 【道路整備課】
- 大規模地震時における宅地被害を防ぐため、県と連携しながら、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査を行うとともに、宅地の耐震化を推進する。 【消防防災課・建築指導課】

4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や污水处理施設の機能停止

- 災害時の活動拠点への供給機能を停止させないため、基幹管路に加え、防災拠点、避難所、拠点病院等へ繋がる重要給水施設管路について早急な耐震化整備を推進する。【上下水道局】
- 法定耐用年数を経過した老朽管について、優先度に応じた適切な更新を推進する。【上下水道局】
- 大規模な停電が発生した場合に給水機能を維持するため、基幹浄水場等の非常用自家発電装置の設置を目指す。【上下水道局】
- 大規模な断水事故等が発生した場合を想定し、民間企業と連携した応急給水体制づくりを推進する。【上下水道局】
- 渇水時には、渇水調整会議を開催し、関係者と水利用調整を図る。【農林水産部、建設部】
- 農業用水の配水施設の整備により、用水の安定的供給を図る。【農村環境課】
- 域内の資源を活用し、下水道施設の電力自給率向上を推進する。【上下水道局】
- 個別処理区域において、汲み取りや単独浄化槽から合併浄化槽への転換を推進する。【上下水道局】
- スtockマネジメント計画に基づき、管路の計画的な点検、修繕、改築及び耐震化を行い、適切な維持管理の推進を図る。【上下水道局】
- 下水道施設等の適切な維持管理が図られるように、生活排水処理施設の耐震化を推進するほか、Stockマネジメント計画による老朽化対策を実施し、施設の計画的な維持管理・改築を推進する。【上下水道局】
- 圧力管渠は、異常又はその兆候が確認された際、速やかに修繕・改築の対応を講じることが困難であるため、圧力管渠の二条化を推進する。【上下水道局】
- 生活排水処理事業における良好な事業運営を継続するため、施設の広域化・共同化や、災害時の自治体間の相互協力体制の構築を推進する。【上下水道局】
- 大規模地震時における宅地被害を防ぐため、県と連携しながら、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査を行うとともに、宅地の耐震化を推進する。【消防防災課・建築指導課】

4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断

- 県と連携しながら、耐震診断が義務化された「大規模建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。【建築指導課】
- 住宅・建築物等の耐震化が着実に達成されるよう、耐震改修を進める。【建築指導課】
- 市内の漁港施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした機能保全計画に基づき、施設の機能保全を実施する。【水産振興課】
- 生産拠点となっている漁港施設については、機能強化（耐震・耐津波対策）を行う。【水産振興課】
- 市内の漁港において、Stock効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を高めて行くために漁港施設の機能増進化に取り組む。【水産振興課】
- 市内の漁港において、泊地や航路の浚渫を行うことにより、漁船の安全性を確保し、漁港機能の改善に取り組む。【水産振興課】
- 市が管理する道路については、重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。【道路整備課・道路管理課】

- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。 【道路整備課・道路管理課】
- 市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。 【道路整備課・道路管理課】
- 市管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路について、優先的に実施するとともに、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。 【道路整備課・道路管理課・森林整備課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。 【道路整備課・道路管理課・農村環境課・森林整備課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。 【道路整備課・道路管理課・農村環境課・森林整備課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。 【道路管理課】
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮して整備を進める。 【道路整備課】
- 国県が整備を進めている有明海沿岸道路及び佐賀唐津道路について、事業主体と連携・協力しながら、整備促進に取り組む。 【都市政策課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設について、引き続き計画的な整備等に取り組む。 【緑化推進課・道路整備課】
- 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。 【道路整備課】

4-5 市街地での大規模火災の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。 【消防防災課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、市民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。 【消防防災課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。 【消防防災課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設について、引き続き計画的な整備等に取り組む。 【緑化推進課・道路整備課】

4-6 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 排水機場等の河川管理施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。 【河川砂防課・農村環境課】
- 県や土地改良区などと協力して、危険なため池の整備を推進する。 【農村環境課】

4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大

- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる被害や影響を回避・軽減するため、水災害に対する治水対策、農作物の高温障害対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。【環境政策課、農林水産部】
- 国・県や土地改良区などと協力して、排水機能が低下したクリークの護岸工事や危険なため池の整備を推進する。【農村環境課】
- 県等の事業と協力して農村集落の用排水路等の施設整備を推進する。【農村環境課】
- 佐賀平野において、用排水路等の農業用施設の機能復旧等、地盤沈下対策工事を推進し、農地の保全を図る。【農村環境課】
- 森林所有者による間伐を促進するとともに、佐賀県森林環境税及び森林環境譲与税などを財源とした公的森林整備を推進する。【森林整備課】
- 効率的な森林整備を行うための林道等の路網整備を計画的に推進するとともに、重要施設の点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設ごとの長寿命化計画を策定し計画的な維持管理に取り組み、災害の未然防止対策を進める。【森林整備課】
- 市民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海つながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、県や関係団体、CSOとの連携を強化して市民協働による森林（もり）づくりや平坦地の緑づくりを推進する。【森林整備課・緑化推進課】
- 佐賀市の豊かな森・川・海の自然を守り未来に継承するため、森・川・海つながりを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。【農林水産部、環境部、建設部】
- 森・川・海に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切に
する行動に結び付けるなどの持続的な市民活動へ発展させる。【環境部、農林水産部、建設部】
- 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への市民理解を促し、市民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを推進する。【農林水産部、環境部、建設部】

5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行う処理体制を確保する。【循環型社会推進課・環境保全課】
- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、引き続き地籍調査の促進を図る。【用地対策課】

5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 広域の自治体間や民間団体との応援協定等により、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備を図る。【消防防災課、関係各課】

- 県があらかじめ要請・登録している「建築物応急危険度判定士」の協力を得て、地震による被災建築物の危険度判定を速やかに行い、二次被害を防止し、市民の安全の確保を図る。 【建築指導課】

5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。 【消防防災課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に取り組みとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。 【消防防災課】
- 災害時に治安を維持していくため、平時から、市民総ぐるみによる自主的な防犯活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪の防止に取り組む。 【生活安全課・協働推進課】
- 市民、まちづくり協議会やNPOなどの市民活動団体、事業者などによる主体的なまちづくり活動を支援するとともに、あらゆる機会を提供することにより、市民の参加を促し、様々な人、団体との協働によるまちづくりを推進する。 【協働推進課】
- 人口減少や高齢化の進行が著しい北部中山間地域等に対して、重点的に地域づくりに寄与する政策を展開し、魅力的なまちづくりを進めるとともに、特定地域振興のための法令等に基づき、地域間での行政サービスの格差是正を進める。 【地域政策課】
- 魅力的な自然環境、都市機能、人柄など、佐賀市の資源をアピールすることにより、定住・移住の促進を図る。 【地域政策課】

5-4 広大な低平地において、大規模かつ長期にわたる浸水被害が発生し、後年度にわたり脆弱性が高まるとともに、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる被害や影響を回避・軽減するため、水災害に対する治水対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。 【河川砂防課・環境政策課】
- 河川等が氾濫した場合の地域への影響や近年に浸水被害があった河川などを中心に河川等整備を進めていくとともに、河川等の適正な維持管理を行う。 【河川砂防課】
- 排水機場等の河川管理施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。 【河川砂防課・農村環境課】
- 高潮対策等の海岸堤防の整備促進に努めるとともに、整備された施設の適正な維持管理について、国及び県と連携を図る。 【南部建設事務所】
- 市内の漁港施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした機能保全計画に基づき、施設の機能保全を実施する。 【水産振興課】
- 生産拠点となっている漁港施設については、機能強化（耐震・耐津波対策）を行う。 【水産振興課】
- 市内の漁港において、ストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を高めて行くために漁港施設の機能増進化に取り組む。 【水産振興課】
- 市内の漁港において、泊地や航路の浚渫を行うことにより、漁船の安全性を確保し、漁港機能の改善に取り組む。 【水産振興課】
- 国・県や土地改良区などと協力して、排水機能が低下したクリークの護岸整備や危険なため池の整備を推進する。 【農村環境課】

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

- 佐賀の豊かな森・川・海を自然を守り未来に継承するため、森・川・海をつな
がりを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。
【農林水産部、環境部、建設部】
- 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多
面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活
動への市民理解を促し、市民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを
推進する。
【農林水産部、環境部、建設部】

【別紙4】重要業績指標

| 指標 | 単位 | 現状値 (H30) | 目標値 (R7) | 対応する リスクシ ナリオ | 担当部 | 担当課 |
|--|-----------|-----------------|------------------|---------------------------------|-------|--------|
| 近所の避難場所・ 避難所を知って いる市民の割合 | % | 79.8 | 85.0 | 1-1、1-2、 1-3、2-3、 4-5、5-3 | 総務部 | 消防防災課 |
| 非常持ち出し袋 の準備や室内の 地震対策をして いる市民の割合 | % | 23.6 | 50.0 | 1-1、1-2、 1-3、2-3、 4-5、5-3 | 総務部 | 消防防災課 |
| 自主防災組織率 | % | 71.0 | 77.0 | 1-1、1-2、 1-3、2-3、 4-5、5-3 | 総務部 | 消防防災課 |
| 沿道建築物耐震診 断実施率（累計） | % | 10 | おおむね 解消 | 1-1、2-1、 2-3、2-4、 4-1、4-4 | 建設部 | 建築指導課 |
| 多数の者が利用す る建築物耐震化率 （累計） | % | 89 | おおむね 解消 | 1-1、2-1、 2-4、4-1、 4-4 | 建設部 | 建築指導課 |
| 防災上重要な施設 耐震化率（累計） | % | 93 | 100 | 1-1、2-3、 2-4、3-1 | 建設部 | 建築指導課 |
| 耐震化未実施の住 宅に対する戸別訪 問等の実施戸数 （累計） | 戸 | 100 | 1000 | 1-1 | 建設部 | 建築指導課 |
| 河川の整備延長 | km | 0.28 | 0.6 | 1-2、4-6、 5-4 | 建設部 | 河川砂防課 |
| 高潮浸水想定区域 の指定公表 | | ハザードマ ップ作成 | ハザードマ ップ作成 | 1-2 | 総務部 | 消防防災課 |
| クリークの護岸整 備延長（国営） | % (km) | 30 (30, 280) | 100 (99, 856) | 1-2、4-7、 5-4 | 農林水産部 | 農村環境課 |
| クリークの護岸整 備延長（県営） | % (km) | 62 (186) | 100 (298) | 1-2、4-7、 5-4 | 農林水産部 | 農村環境課 |
| ため池の整備箇所 数 | 箇所 | 71 | 67 | 1-2、4-6、 4-7、5-4 | 農林水産部 | 農村環境課 |
| ため池ハザードマ ップの公表 | 箇所 | 0 | 46 | 1-2、1-4 | 農林水産部 | 農村環境課 |
| ため池の農地等保 全面積（累計） | Ha | 822.3 | 789.1 | 1-2、4-6、 4-7、5-4 | 農林水産部 | 農村環境課 |
| 下水処理場・ポン プ場における耐震 化率 | % | 52 (R1末) | 100 (R6末) | 4-3 | 上下水道局 | 下水道企画室 |
| 下水道管路の耐震 化率 | % | 82 (R1末) | 95 (R6末) | 4-3 | 上下水道局 | 下水道企画室 |

【別紙4】重要業績指標

| 指標 | 単位 | 現状値 (H30) | 目標値 (R7) | 対応する リスクシ ナリオ | 担当部 | 担当課 |
|---|------|-----------------|-----------------|---------------------|-------|--------|
| 管路施設における ストックマネジメント修繕・改築計 画(第1期)に基づく実施率 | % | 11 (R1 末) | 100 (R6 末) | 4-3 | 上下水道局 | 下水道企画室 |
| 処理場におけるス tockマネジメント修繕・改築計 画(第1期)に基づく実施率 | % | 11 (R1 末) | 100 (R6 末) | 4-3 | 上下水道局 | 下水道企画室 |
| ポンプ場における ストックマネジメント修繕・改築計 画(第1期)に基づく実施率 | % | 14 (R1 末) | 100 (R6 末) | 4-3 | 上下水道局 | 下水道企画室 |
| 市営浄化槽の整備 基数 | 基 | 2,100 (R1 末) | 3,100 (R6 末) | 4-3 | 上下水道局 | 下水道企画室 |
| 重要圧送管におけ る二条化率 | % | 17 (R1 末) | 25 (R6 末) | 4-3 | 上下水道局 | 下水道企画室 |
| 都市浸水対策を実 施すべき区域の面 積のうち、概ね1 0年に1回程度発 生する規模の降雨 に対して安全であ るよう下水道整備 が完了している区 域の面積の割合 | % | 39.6 (R1 末) | 40.4 (R6 末) | 1-2、4-6 5-4 | 上下水道局 | 下水道企画室 |
| 下水浄化センター の電力自給率 | % | 42 (R1 末) | 58 (R6 末) | 4-3 | 上下水道局 | 下水道企画室 |
| 下水浄化センター における1日あた りのし尿・浄化槽 汚泥の処理量 | KL/日 | 0 (R1 末) | 72 (R6 末) | 4-3 | 上下水道局 | 下水道企画室 |
| 重要管路耐震化率 | % | 32.1 (H30 末) | 46.6 (R6 末) | 4-3 | 上下水道局 | 水道工務課 |
| 老朽管路更新延長 | m | 0 (H30 末) | 5,680 (R6 末) | 4-3 | 上下水道局 | 水道工務課 |
| 停電対策実施率 | % | 30 (H30 末) | 100 (R6 末) | 4-3 | 上下水道局 | 浄水課 |
| 主伐・間伐面積 | ha | 118 | 170 | 1-3、4-7 | 農林水産部 | 森林整備課 |
| 作業路網密度 | m/ha | 24 | 30 | 1-3、4-7 | 農林水産部 | 森林整備課 |

【別紙4】重要業績指標

| 指標 | 単位 | 現状値 (H30) | 目標値 (R7) | 対応する リスクシ ナリオ | 担当部 | 担当課 |
|--|----|--------------|-------------|---|-------|-------|
| 農村集落内の施設 機能の保全 | ha | 5,949 | - | 1-2、1-3、 4-7、5-4 | 農林水産部 | 農村環境課 |
| ボランティア・企 業等森林環境教育 を行う団体数 | 団体 | 12 | 12 | 1-3、4-7 | 農林水産部 | 森林整備課 |
| 林道橋長寿命化事 業計画に基づく長 寿命化対策 | 橋 | 9 (R1 末) | 49 | 1-1、1-2、 1-3、2-1、 2-2、2-3、 2-4、4-1、 4-2、4-4 | 農林水産部 | 森林整備課 |
| 橋梁長寿命化修繕 計画に基づく修繕 実施数 | 橋 | 72 | 216 | 1-1、1-2、 1-3、2-1、 2-2、2-3、 2-4、4-1、 4-2、4-4 | 建設部 | 道路整備課 |
| 農道保全対策の手 引きに基づく長寿 命化対策 (橋梁 15m以上) | 橋 | 11 | - | 1-1、1-2、 1-3、2-1、 2-2、2-3、 2-4、4-1、 4-2、4-4 | 農林水産部 | 農村環境課 |
| 川の保全等活動人 数 | 人 | 89,016 | 92,166 | 1-2、1-3、 4-7、5-4 | 建設部 | 河川砂防課 |